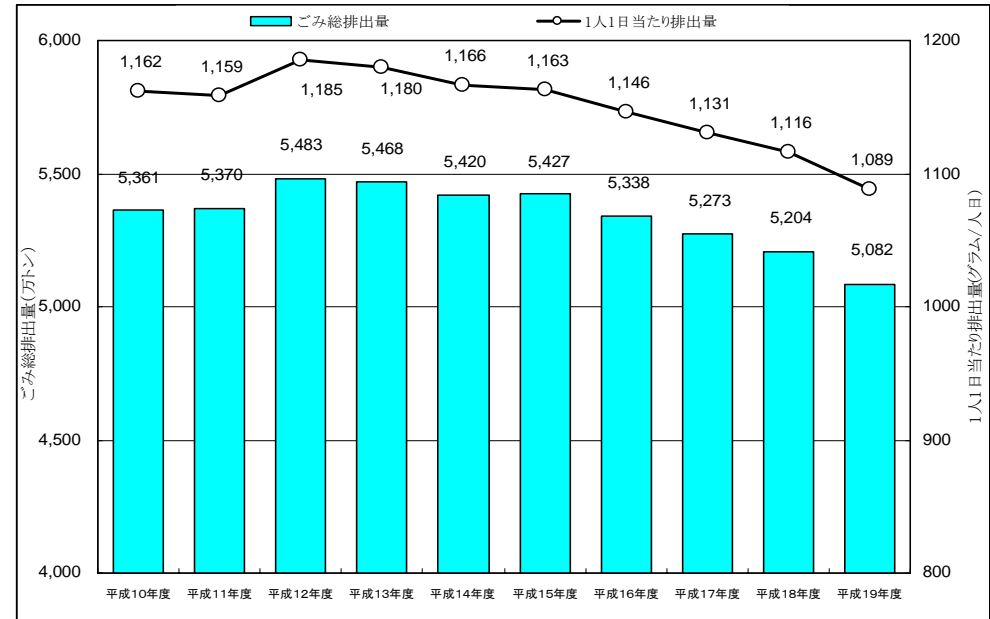


廃棄物の排出量の推移

▶ 一般廃棄物の排出量は5,082万t (平成19年度)

排出量は平成12年度以降断続的に減少し、基本方針の平成9年度5,310万tを2年連続で下まわった。

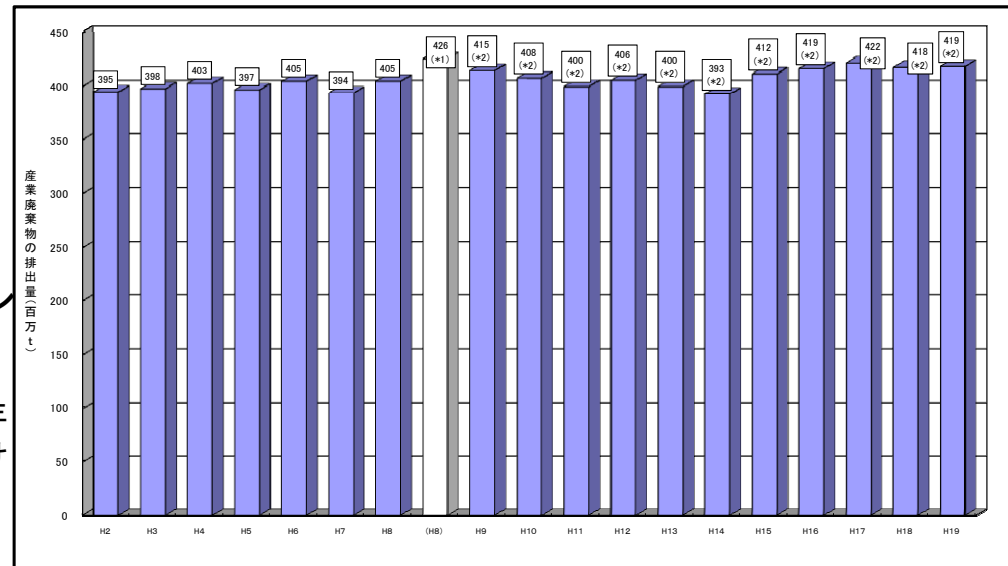


▶ 産業廃棄物の排出量は419百万t (平成19年度)

排出量は一般廃棄物と同様に平成2年度までは急激に増加。平成2年度以降は4億t前後で大きな変化はなく、バブル経済の崩壊後はほぼ横ばい。

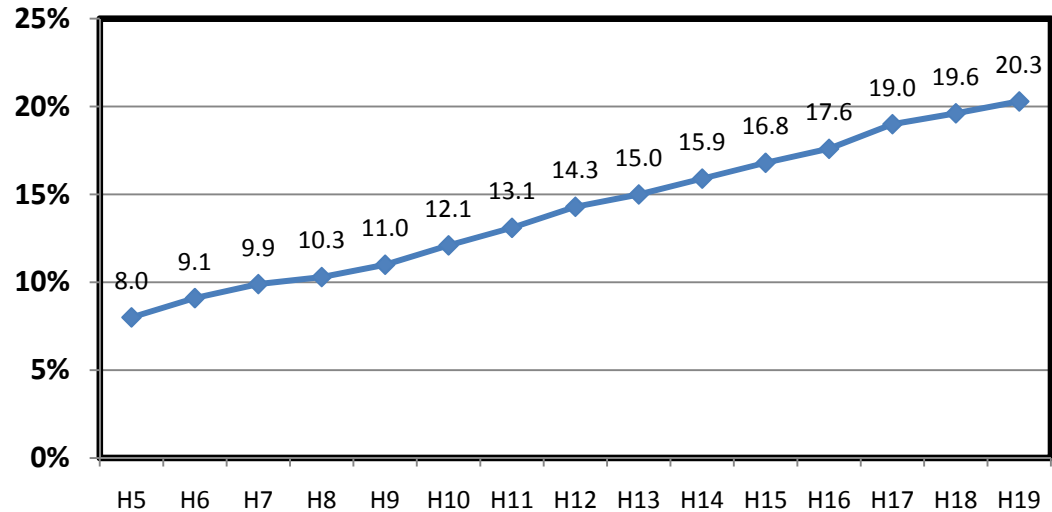
1: ダイオキシン対策基本方針に基づき、政府が平成22年度を目標として設定した「廃棄物の減量化の目標量」における平成8年度の排出量を表す

2: 平成9年度以降は 1と同様の算出条件で算出



廃棄物の再生利用率の推移

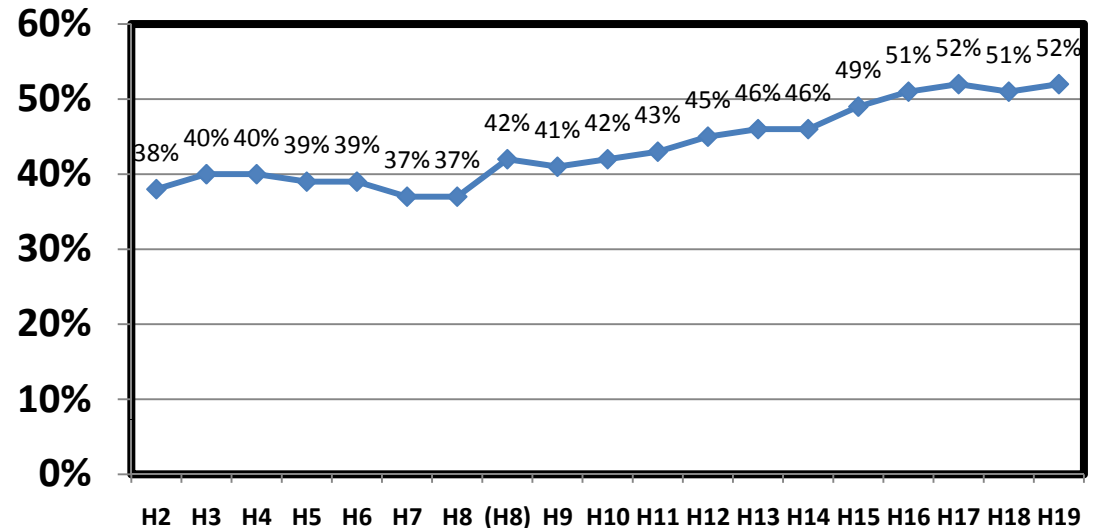
一般廃棄物の再生利用率



▶ 一般廃棄物の再生利用率は20.3%（平成19年度）

一般廃棄物の再生利用率は着実に上昇しており、平成19年度には20%を超えている。

産業廃棄物の再生利用率

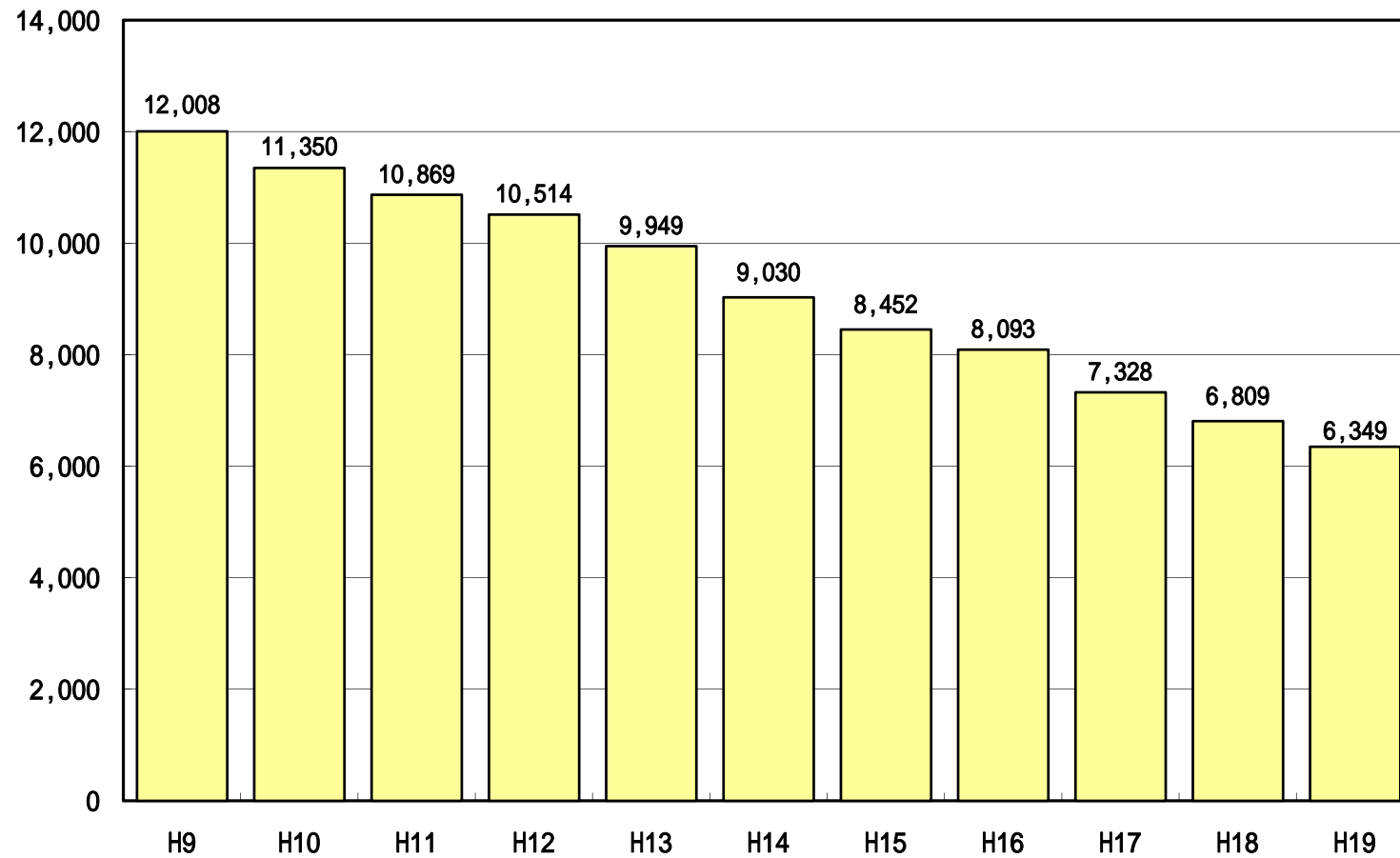


▶ 産業廃棄物の再生利用率は52.2%（平成19年度）

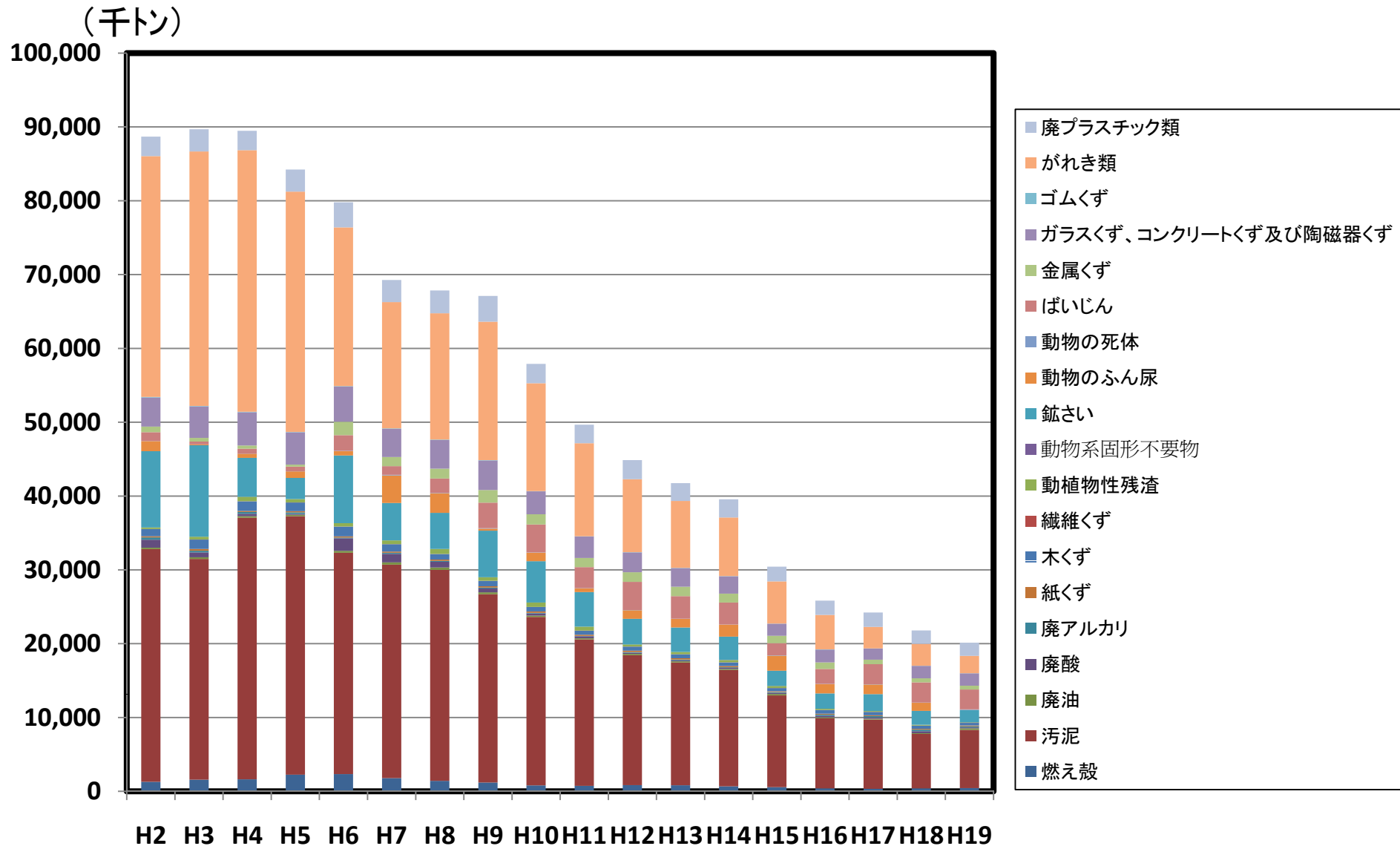
産業廃棄物の再生利用率は着実に上昇しており、平成16年度には50%を超えている。

一般廃棄物の最終処分量の推移

(千t)



産業廃棄物の最終処分量の推移

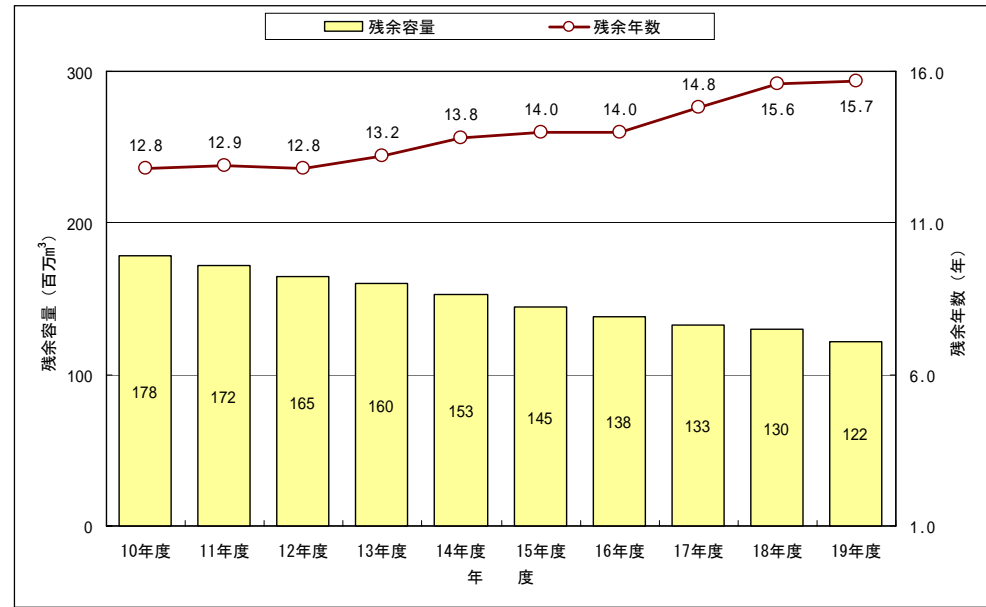


分類については、発生時点の廃棄物の種類で行っている。
 (例 廃プラスチック類の焼却に伴い生じる燃え殻の埋立について、廃プラスチック類として計上)

廃棄物最終処分場のひっ迫

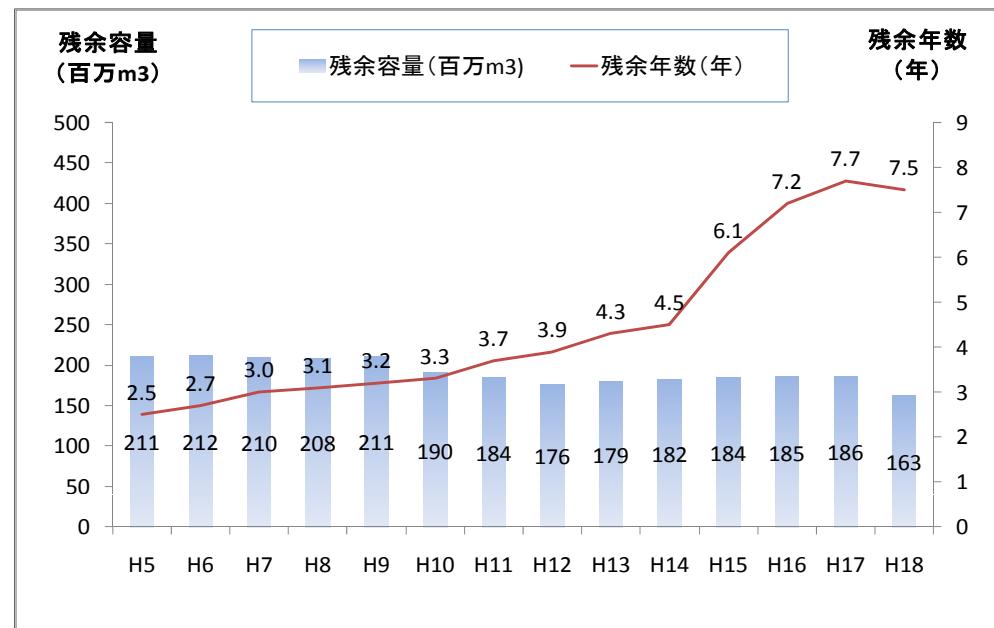
▶ 一般廃棄物の残余年数は15.7年分
(首都圏は18.3年分)(平成19年度)

公共の最終処分場を確保できていない
 市町村が313

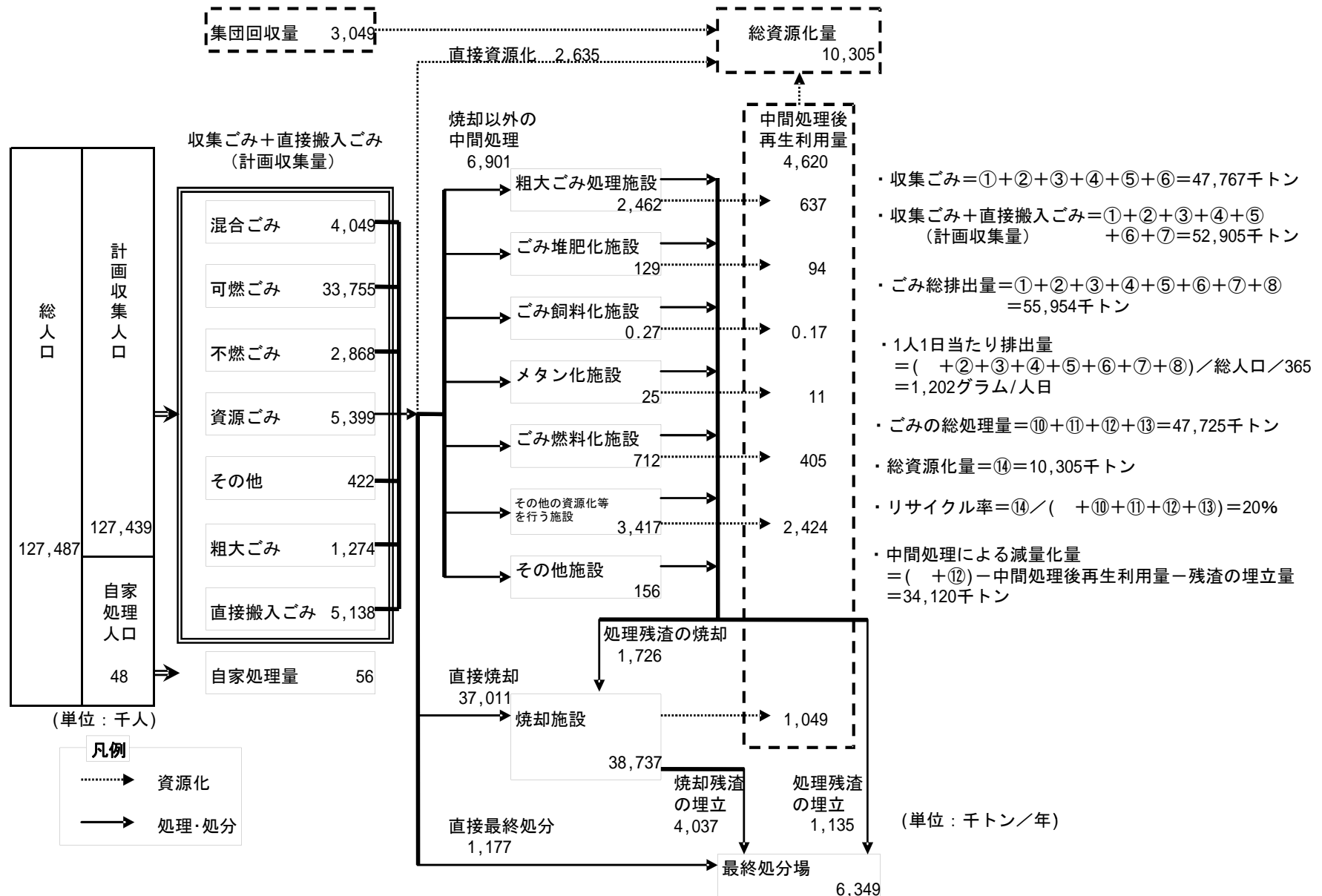


▶ 産業廃棄物の残余年数は7.5年分
(首都圏は4.4年分)(平成18年度)

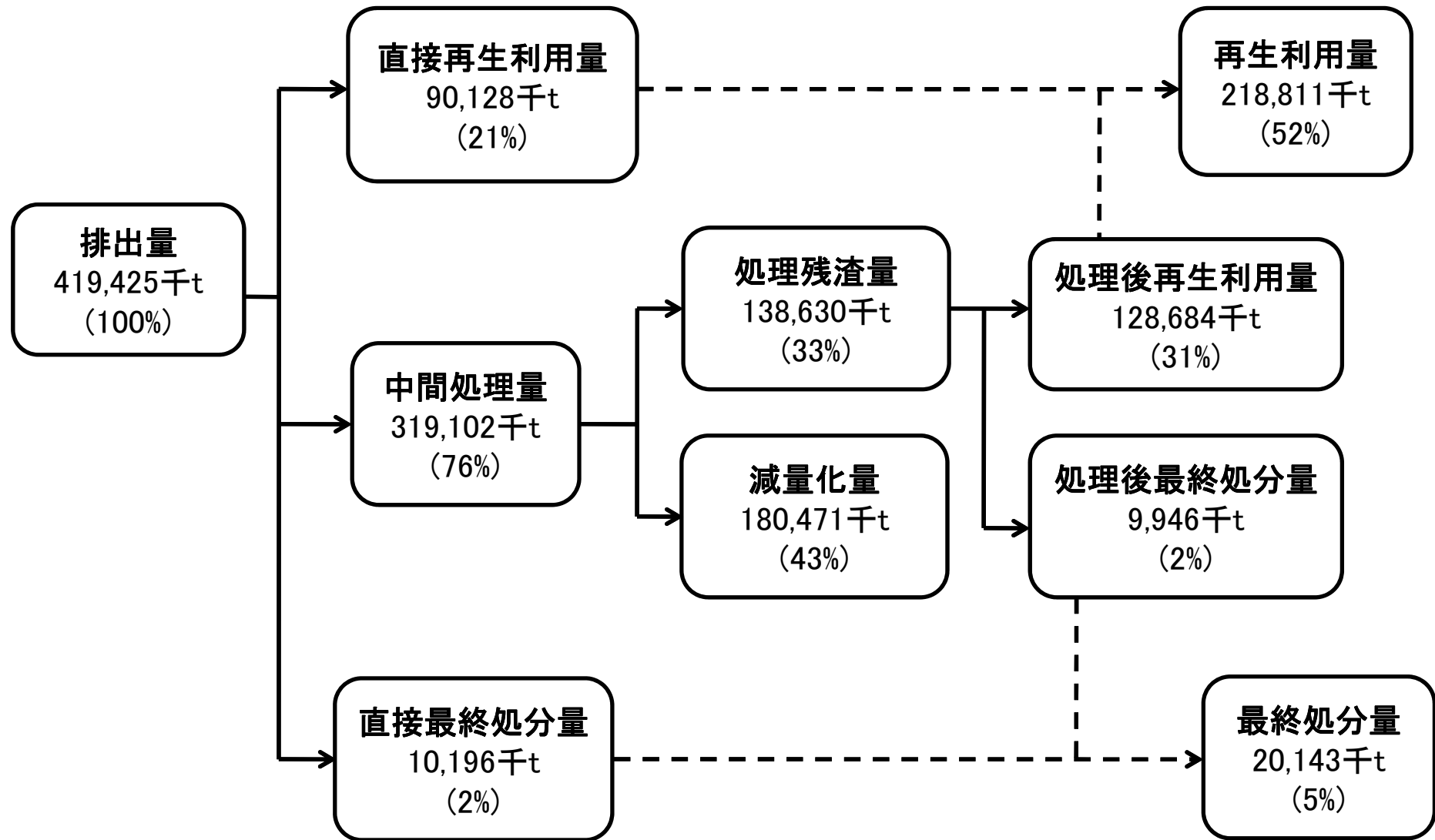
最終処分場の新規設置数は、平成10
 年度の136施設から、平成17年度は32
 施設、平成18年度は28施設(ともに許
 可件数)と激減



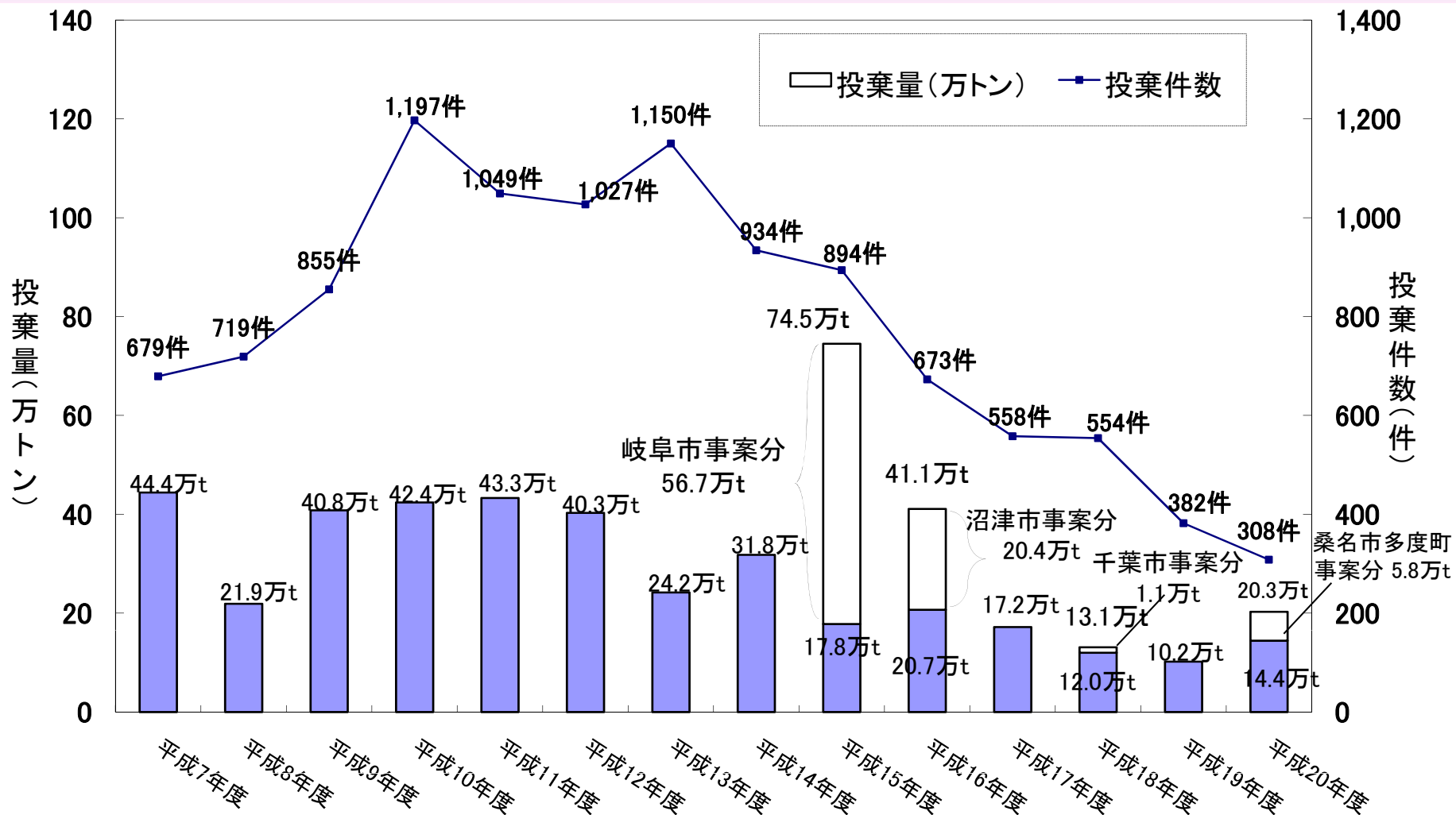
一般廃棄物の処理フロー（平成19年度）



産業廃棄物の処理フロー（平成19年度）



不法投棄件数及び投棄量の推移（新規発覚事案）



注1 投棄件数及び投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて）を集計対象とした。

2 上記棒グラフ白抜き部分について、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。上記棒グラフ白抜き部分の平成18年度千葉県事案については、平成10年に判明していたが、当該年度に報告されたもの。上記棒グラフ白抜き部分の平成20年度桑名市多度町事案については、平成18年に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

3 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外し、別途とりまとめている。

なお、フェロシルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、これが不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県45カ所において確認され、そのうち41カ所で撤去が完了している（平成21年9月時点）。

平成20年度不法投棄（新規発覚分） 種類内訳

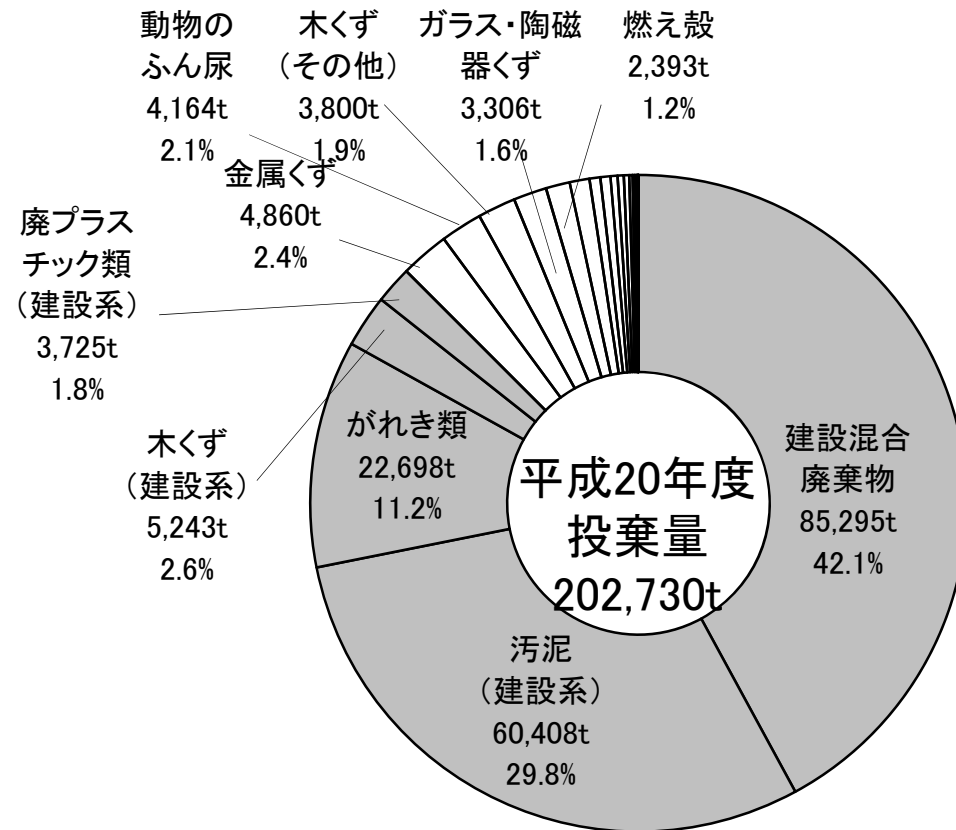
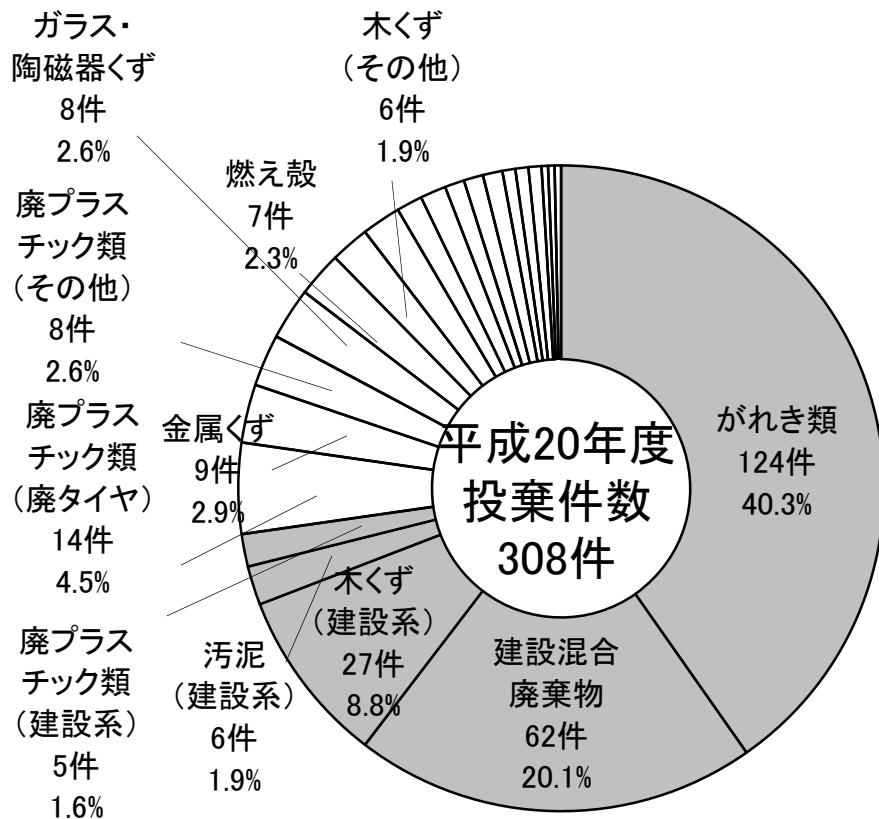
投棄件数・投棄量ともに建設廃棄物が多く、全体の約8割を占めている。

建設系以外廃棄物計
84件 27.3%

建設系廃棄物計
224件 72.7%

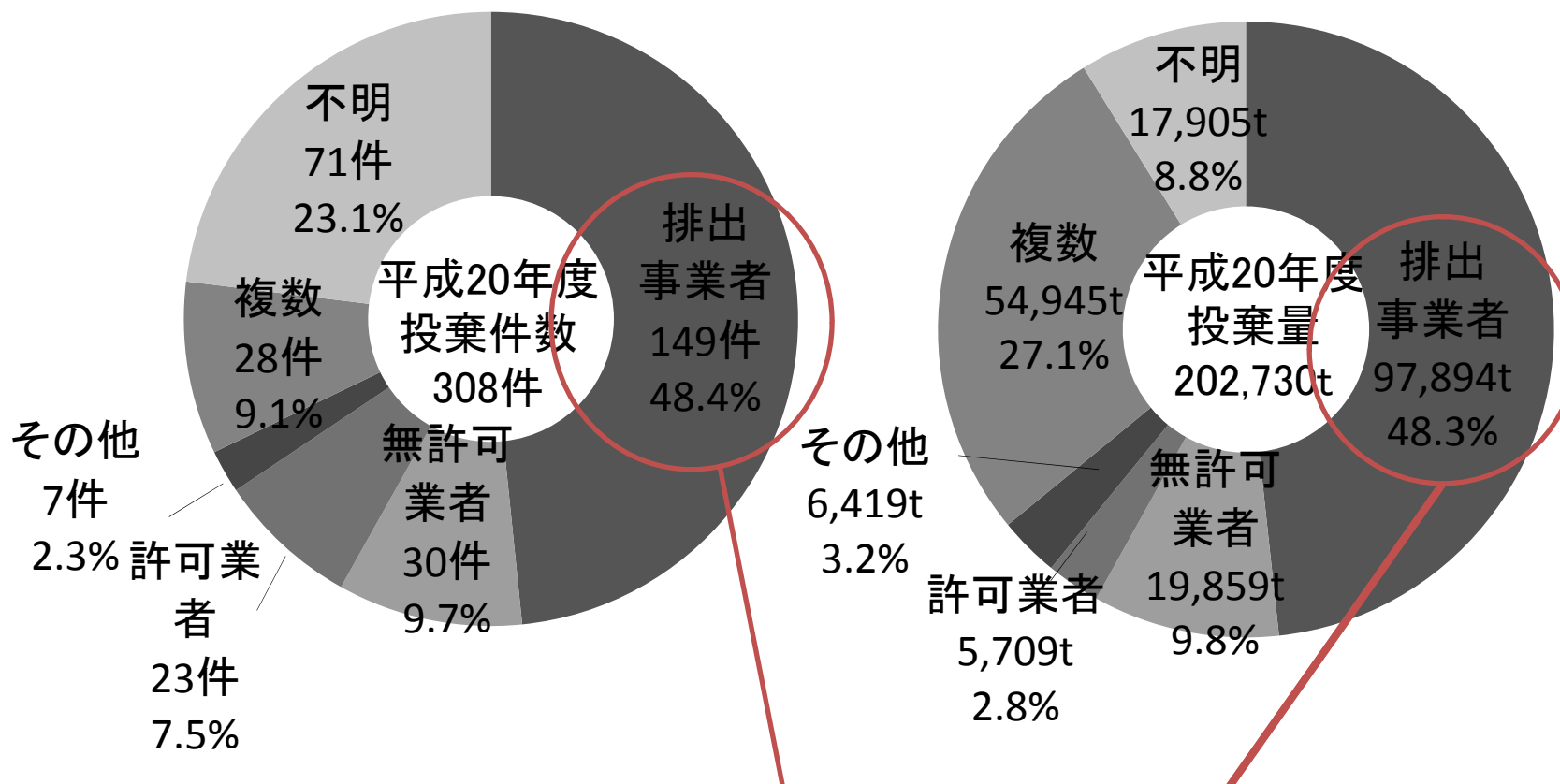
建設以外廃棄物計
25,346t 12.5%

建設廃棄物計
177,384t 87.5%



平成20年度不法投棄（新規発覚分） 実行者内訳

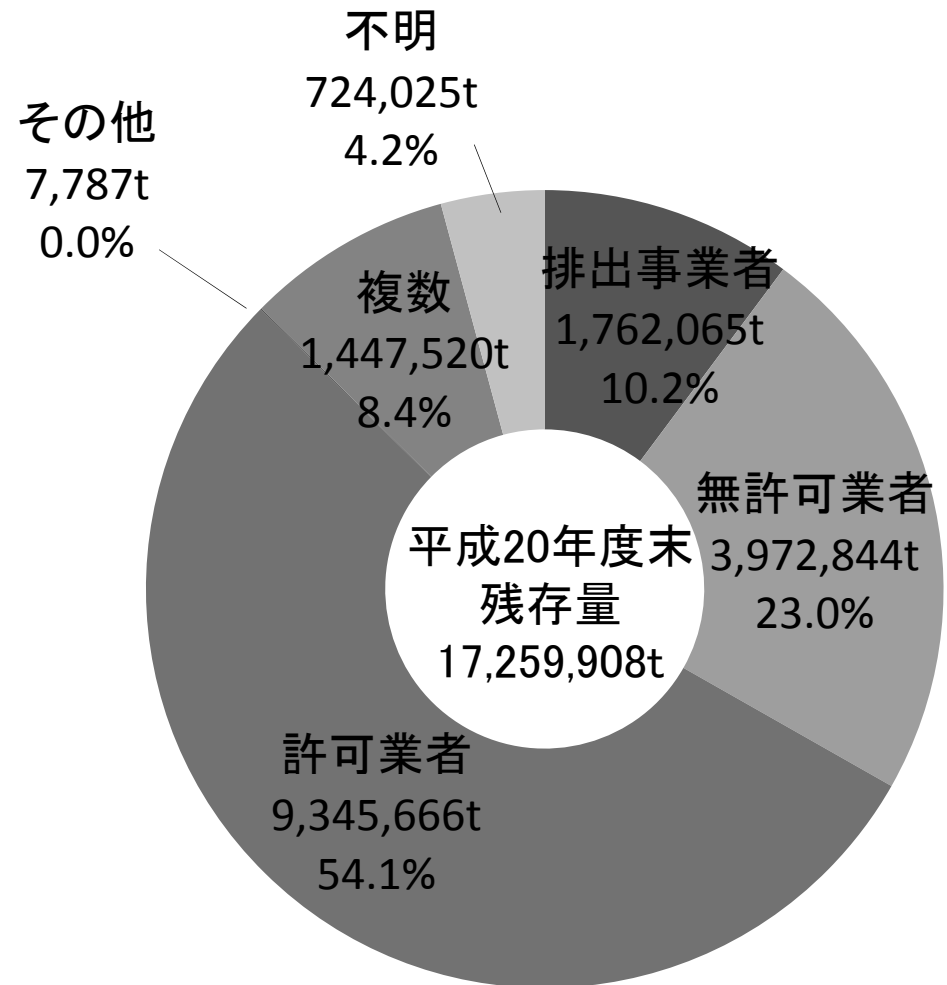
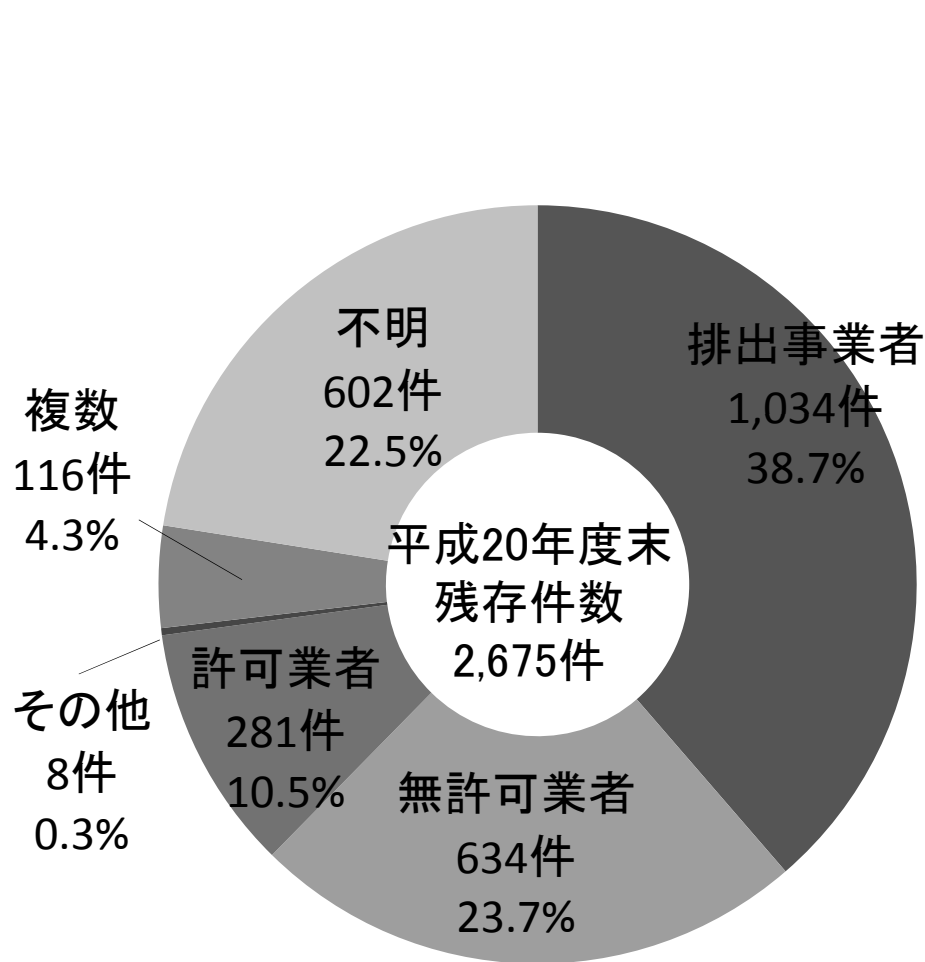
排出事業者が不法投棄実行者である場合が、
投棄件数では約48%と最も多く、投棄量では約48%となっている。



「排出事業者」のうち、100件(67%)、81,058 t(83%)が建設系

平成20年度末時点 不法投棄残存事案

残存事案のうち、排出事業者が不法投棄実行者である場合が、投棄件数では約39%と最も多く、投棄量では約10%となっている。



平成20年度末時点 不法投棄残存事案

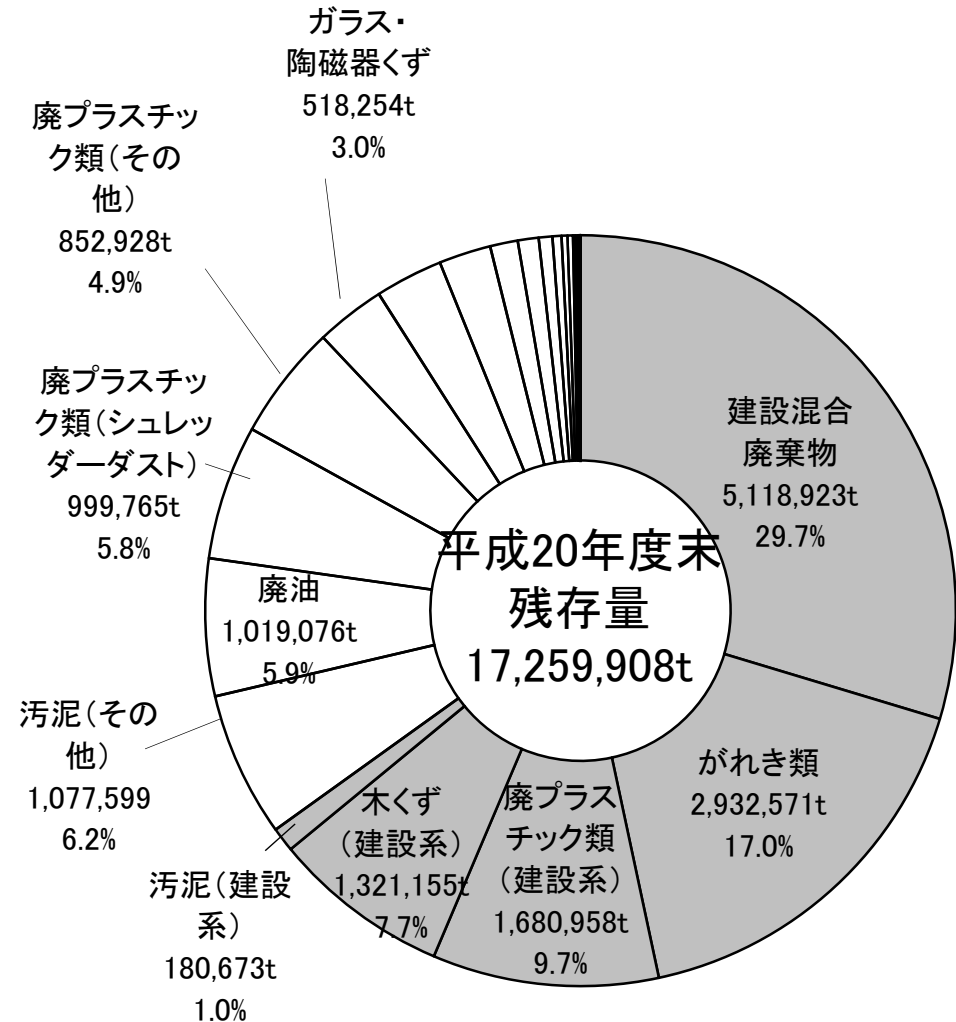
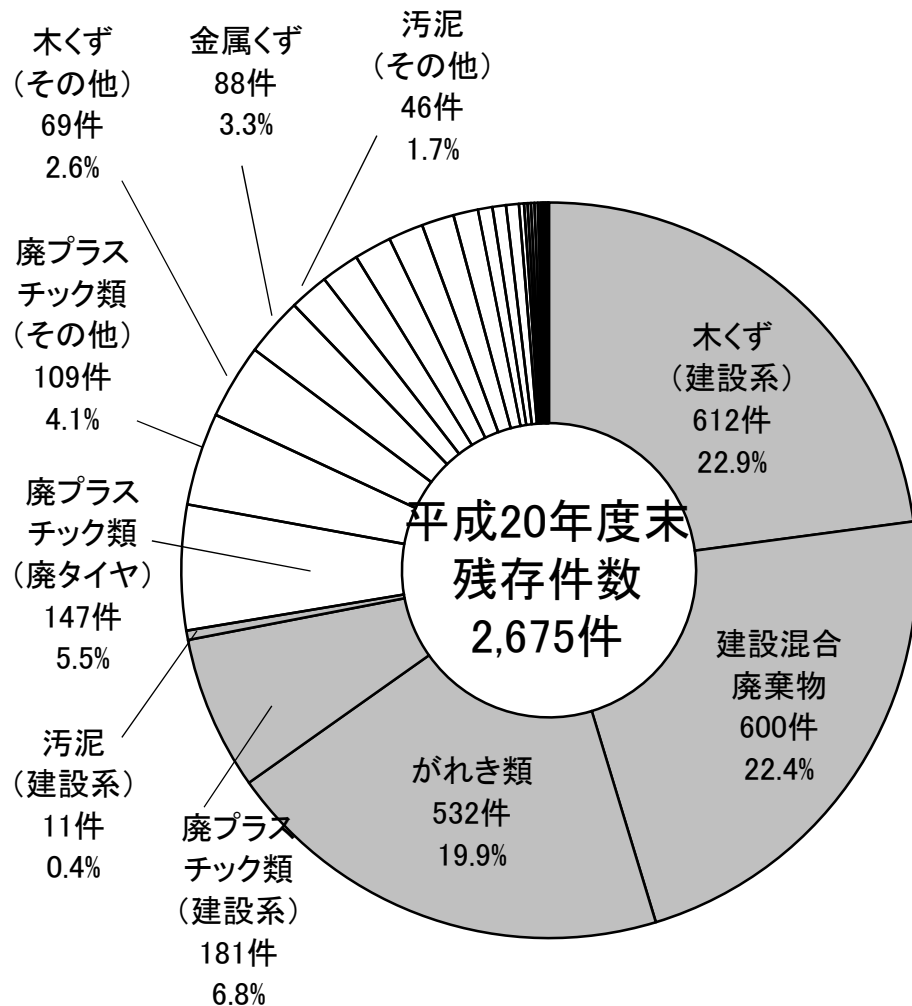
残存事案のうち、投棄件数・投棄量ともに建設廃棄物が多く、全体の約7割を占めている。

非建設系廃棄物計
739件 27.6%

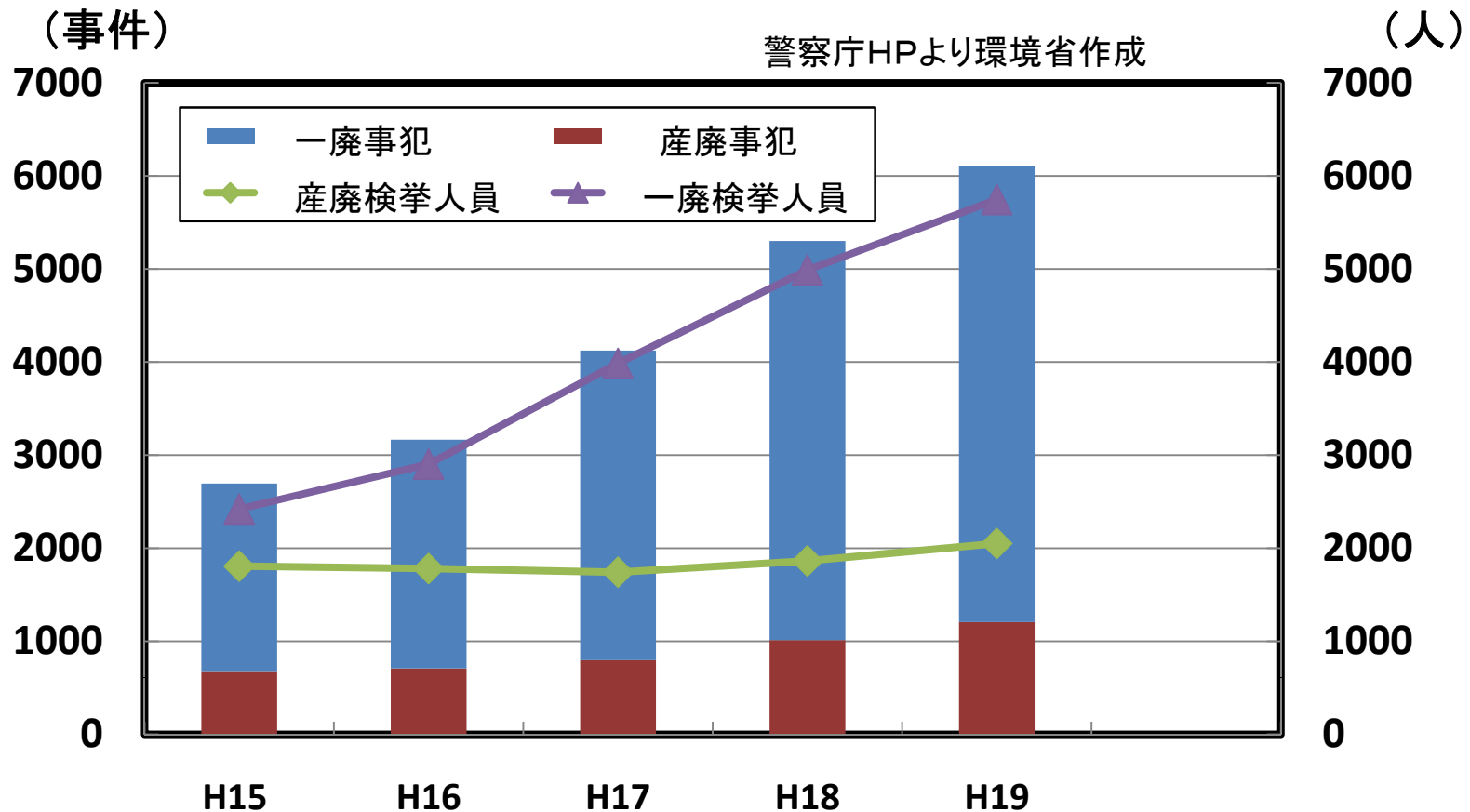
建設系廃棄物計
1,936件 72.4%

非建設系廃棄物計
6,025,627t 34.9%

建設系廃棄物計
11,234,281t 65.1%



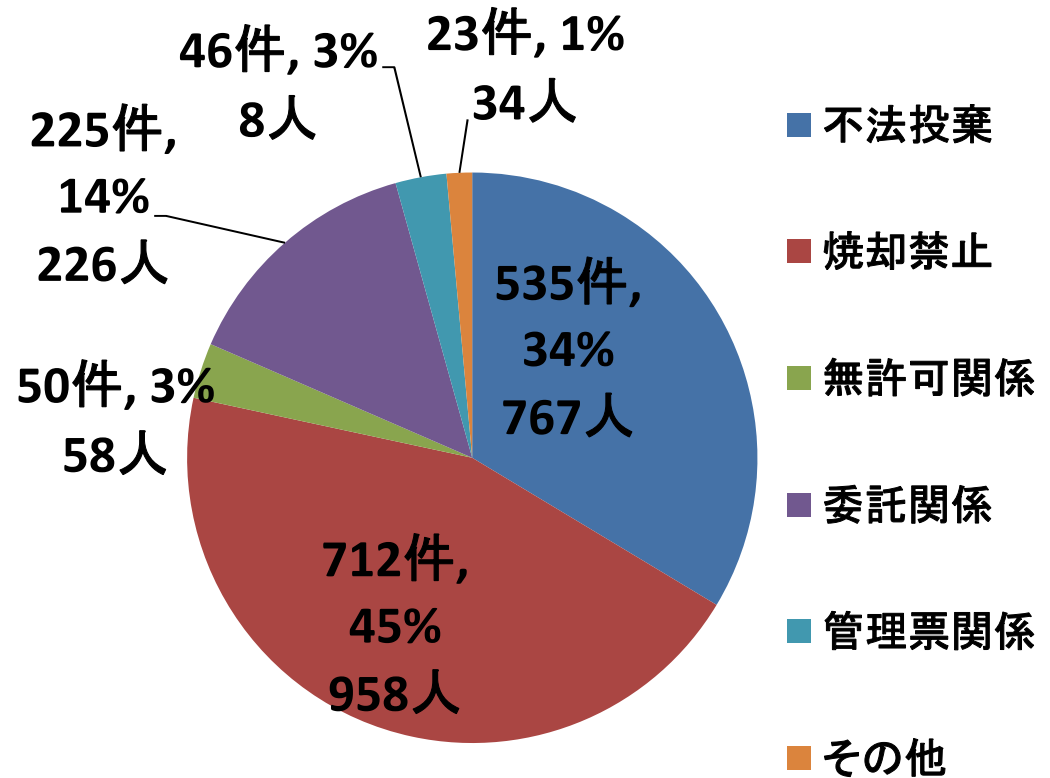
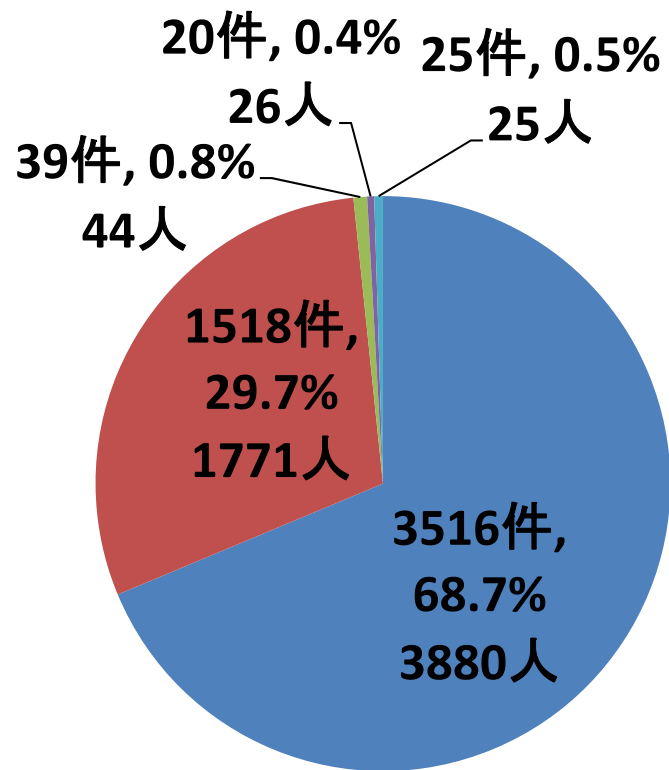
平成19年 廃棄物事犯の検挙事件数



1. 不法投棄事犯等を中心とした廃棄物事犯に対する取締りを強化する「環境犯罪対策推進計画」(平成11年 警察庁)が策定され、本計画に基づく現地レベルでの取組が次第に強化されてきている。
2. 平成12年の廃棄物処理法改正により、不法投棄について一般廃棄物と産業廃棄物の罰則上の区分が無くなり、法の適用が容易となった。

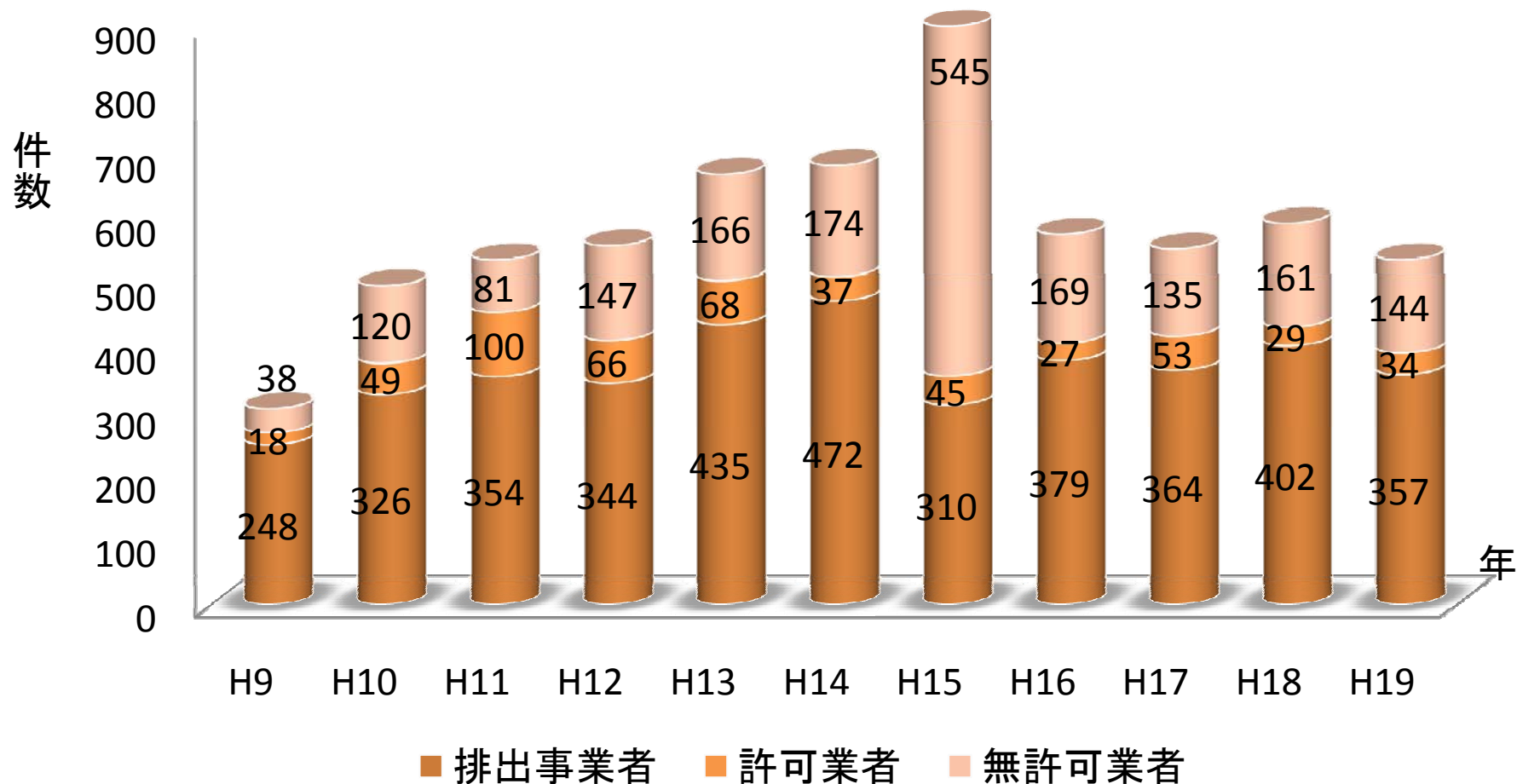
平成19年 検挙件数の内訳

<p>一般廃棄物 合計： 5118件、5746人</p>	<p>産業廃棄物 合計： 1591件、2051人</p>
----------------------------------	----------------------------------

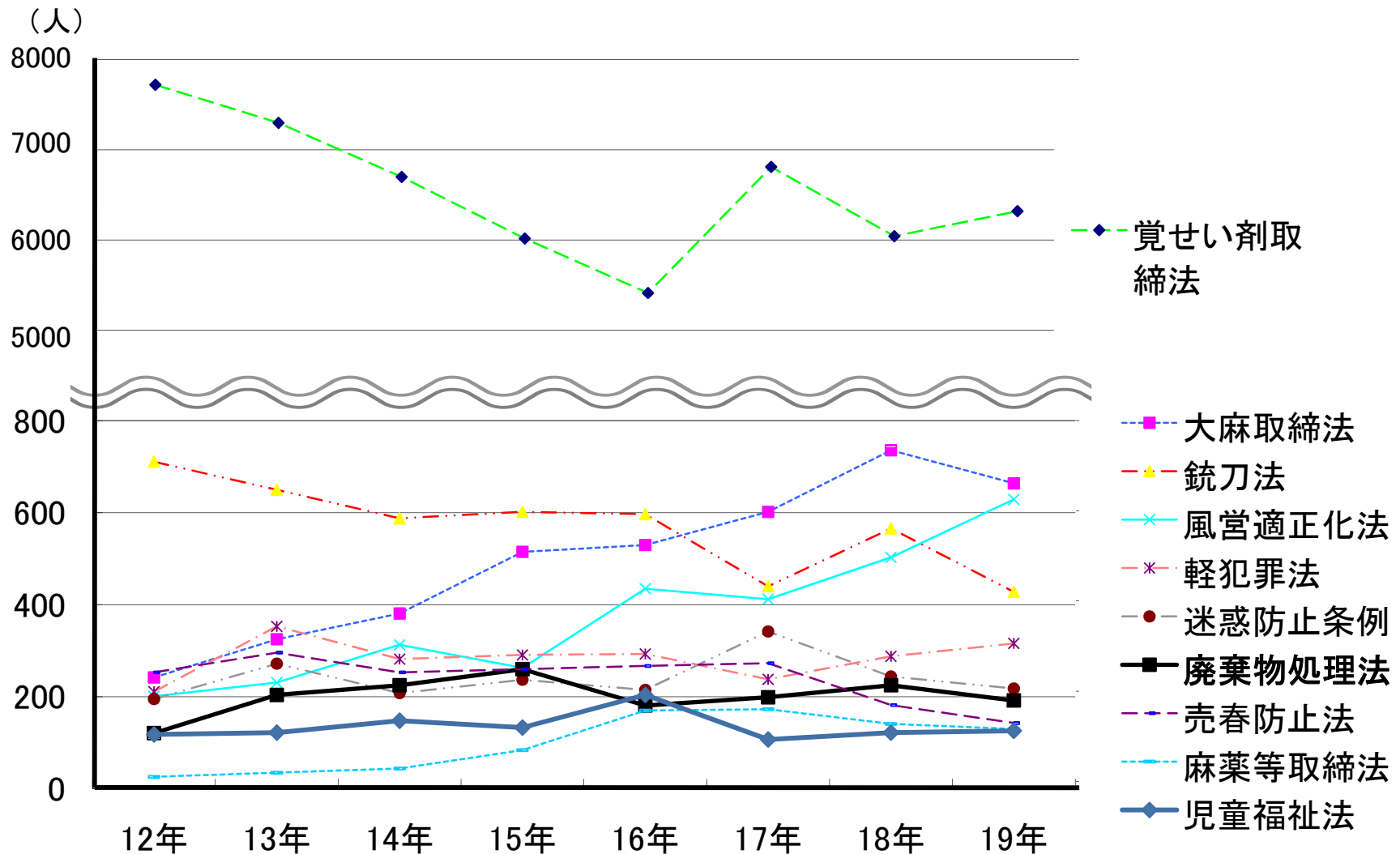


産業廃棄物事犯の不法投棄検挙件数 実行者ごとの件数

実行者が排出事業者である割合は、平成9年度から平成19年度における平均値として、約65%となっている。



暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙人員の比較



出典：平成19年暴力団情勢(平成20年4月 警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課、同部企画分析課)

暴力団等反社会的勢力の関与の状況について

廃棄物の不適正処理に関与している事例

(出典:「平成20年度暴力団の不当要求等介入事例実態調査事業報告書」
(環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課))

産業廃棄物処分料をコストダウンさせるために、無許可業者へ搬入しており、裏で反社会的勢力が関与していると聞いている。最終処分地の利権をめぐる抗争に暴力団等が関与していると聞いている。

ある管理型最終処分場では、正門からは廃棄物を正規に受け入れ、裏門からは暴力団関係会社が土砂運搬と称して残土処分場へ搬出しており、この処分場はいつまでも埋まらないこととなっている。

暴力団等反社会的勢力、政治家の同族会社から、産業廃棄物の収集運搬・処分をさせてほしいと要求された会社がある。日常的に工事現場や工事現場事務所に来るらしい。

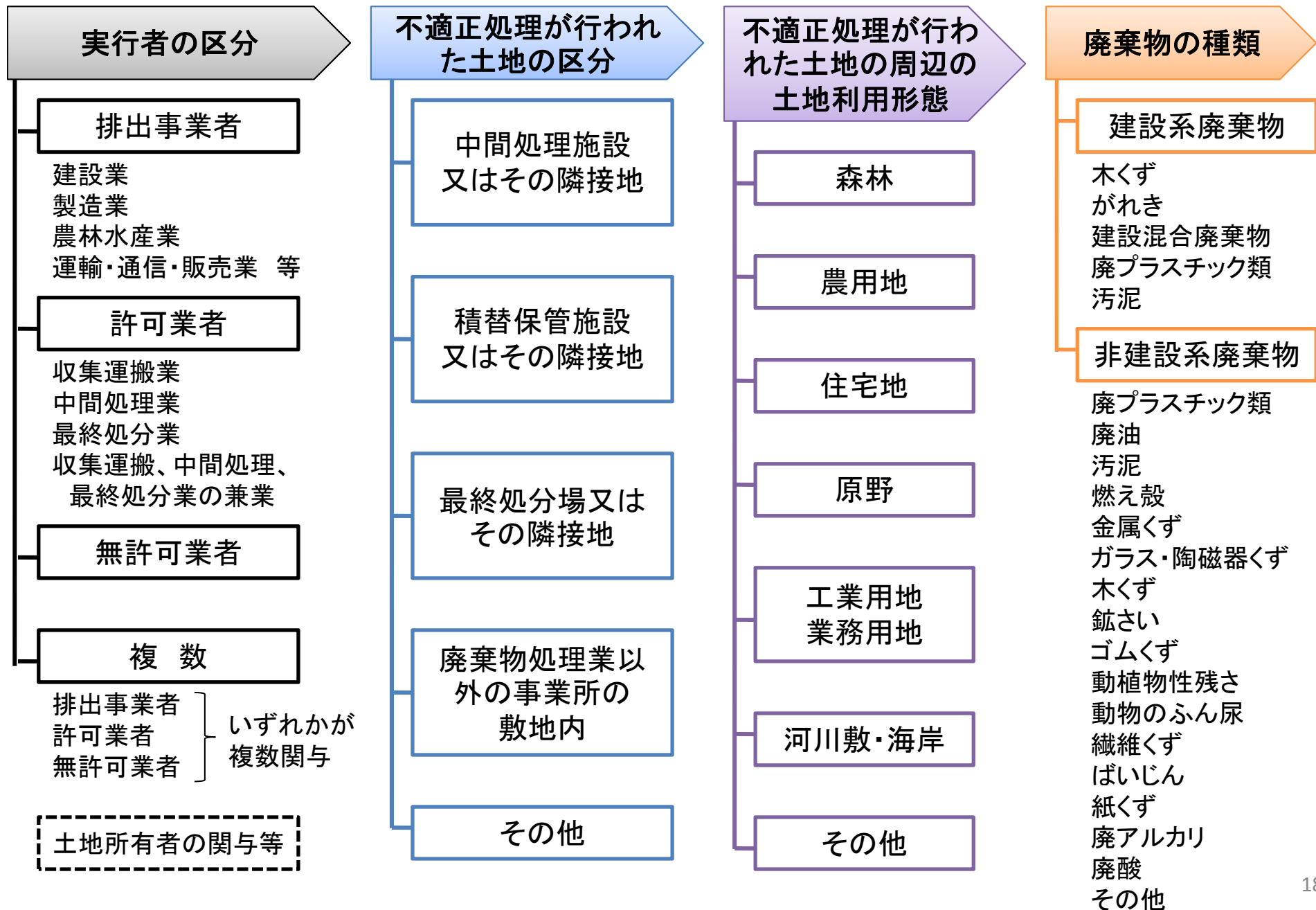
管理型最終処分場、安定型最終処分場等の場合には、設置許可後、計画者の資金ショートによりその権利が売買されることが多く、この場合はほぼ100%近く暴力団等が関与する。

暴力団を排除した事例

(出典:「平成19年の暴力団情勢」
(警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課、企画分析課))

暴力団組長が、同人の妻が代表を務める産業廃棄物収集運搬業者の事業を支配していた事実が明らかになったことから、同業者の業許可を取り消した。

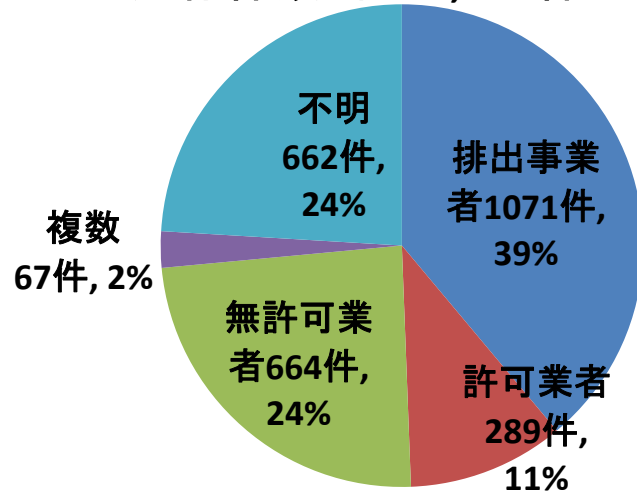
不法投棄等不適正処理の類型



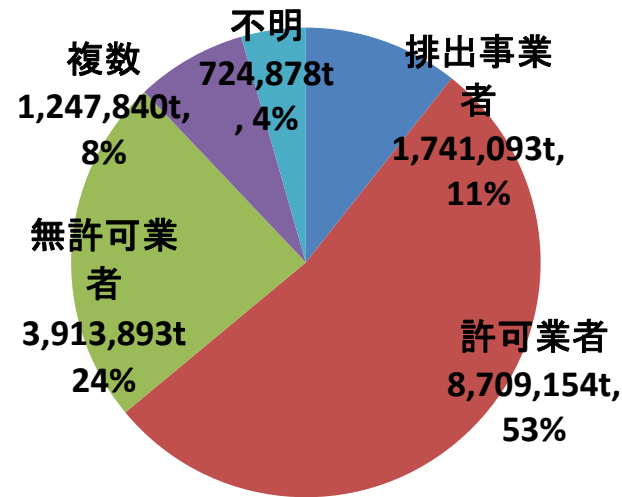
視点1

実行者の区分 (平成19年度末までの残存事案)

残存件数 計:2,753件



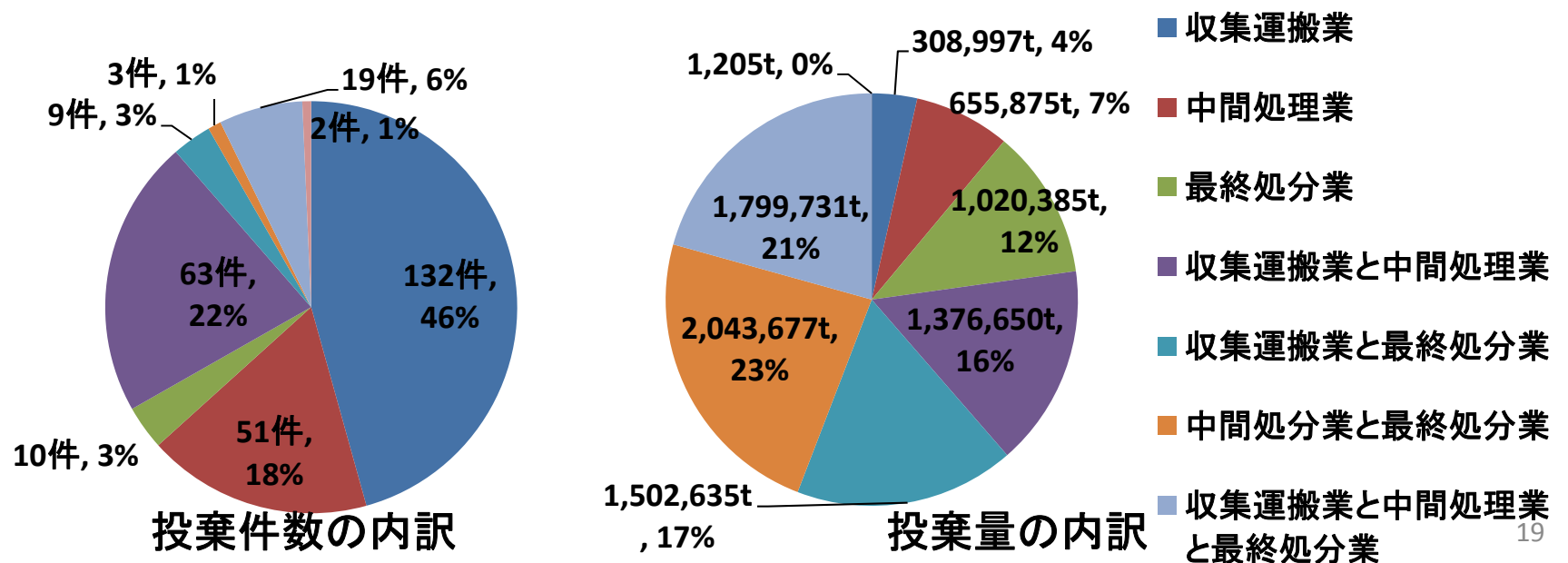
残存量 計: 16,336,859t



視点1-1

実行者のうち、許可業者の許可の種類

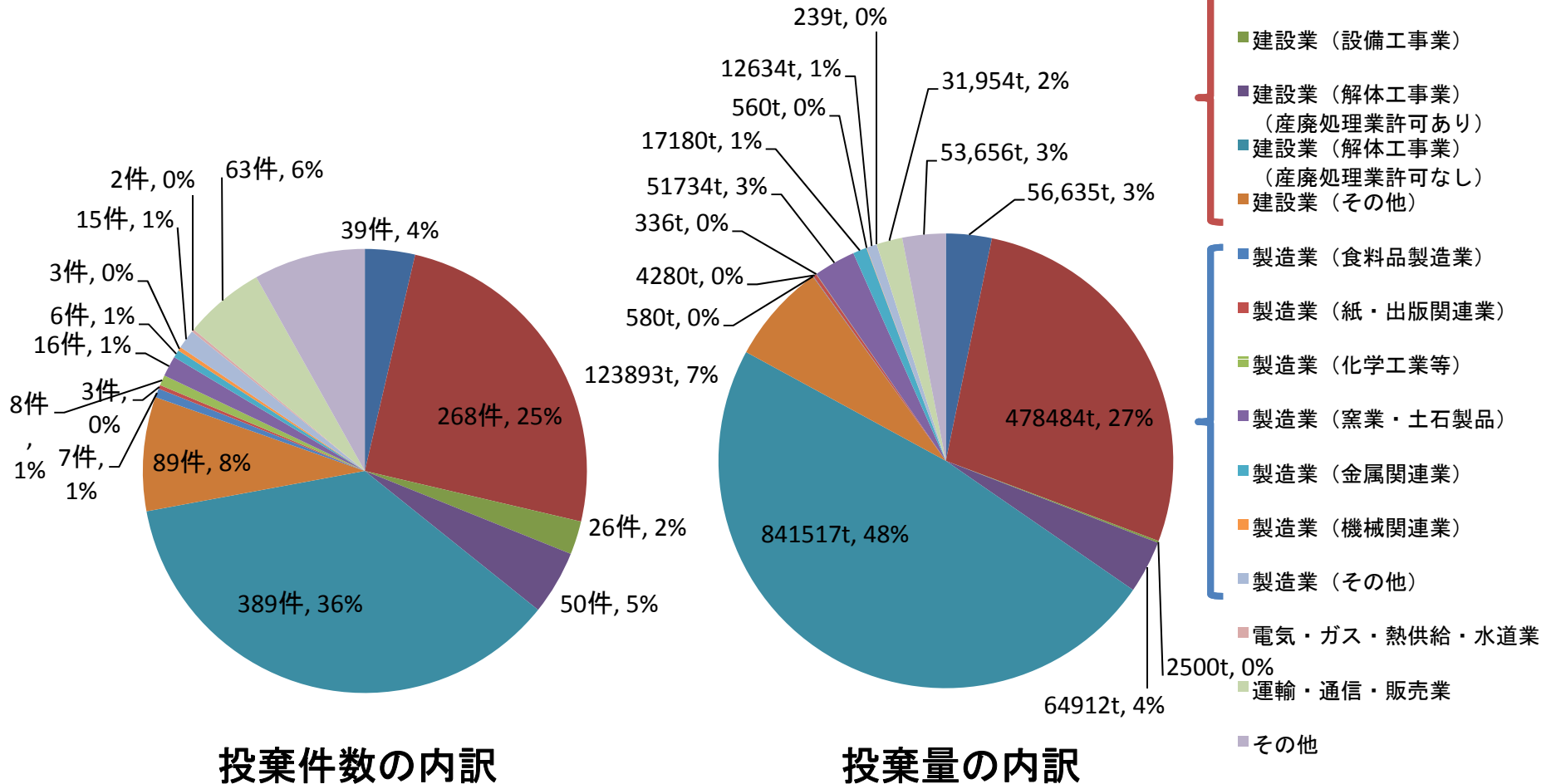
許可業者による不法投棄事案のうち、223件(78%)、4,988,013t(58%) は収集運搬業者が関与



視点1-2

実行者のうち、排出事業者の事業の種類

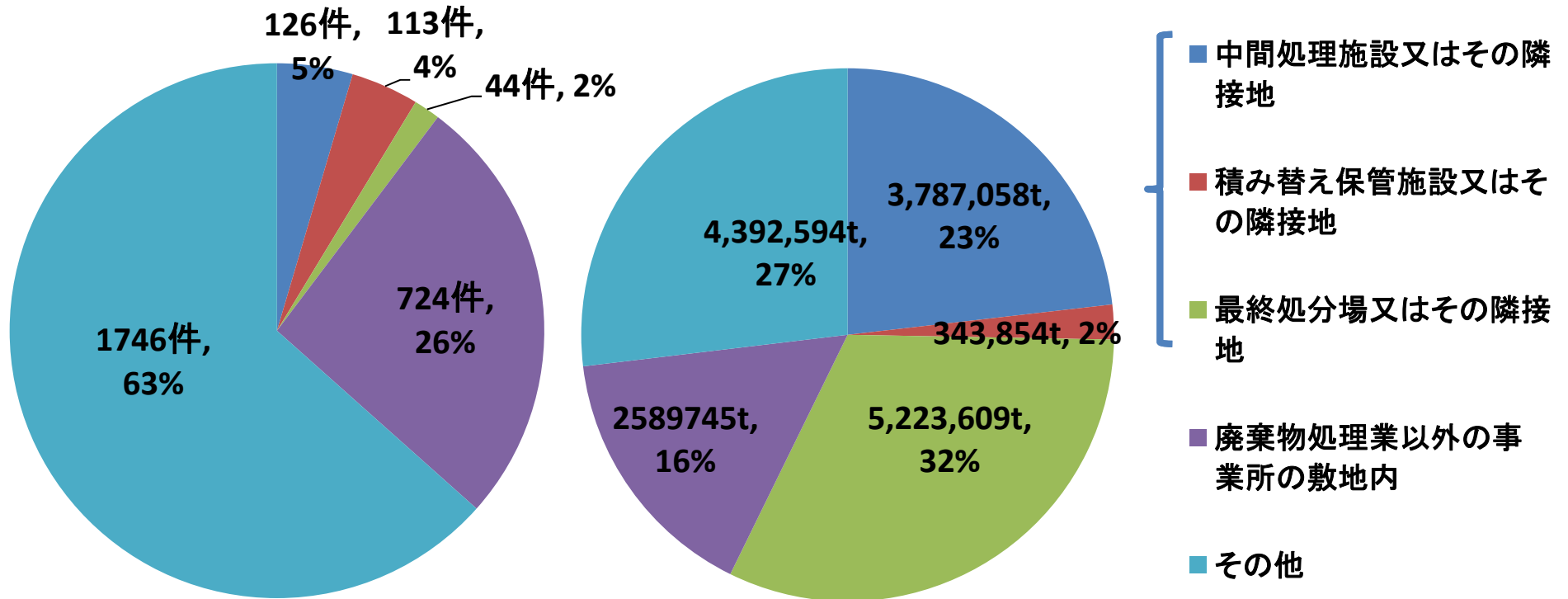
建設業 : 822件(約77%) 1,511,306 t(約87%)
 製造業 : 58件(約 5%) 87,303 t(約 5%)
 農林水産業 : 39件(約 4%) 56,635 t(約 3%)



視点2

不適正処理が行われた土地の区分（平成19年度末までの残存事案）

廃棄物処理施設又はその隣接地	: 283件、9,354,521 t
廃棄物処理施設以外の隣接地	: 724件、2,589,745 t
その他	: 1746件、4,392,594 t



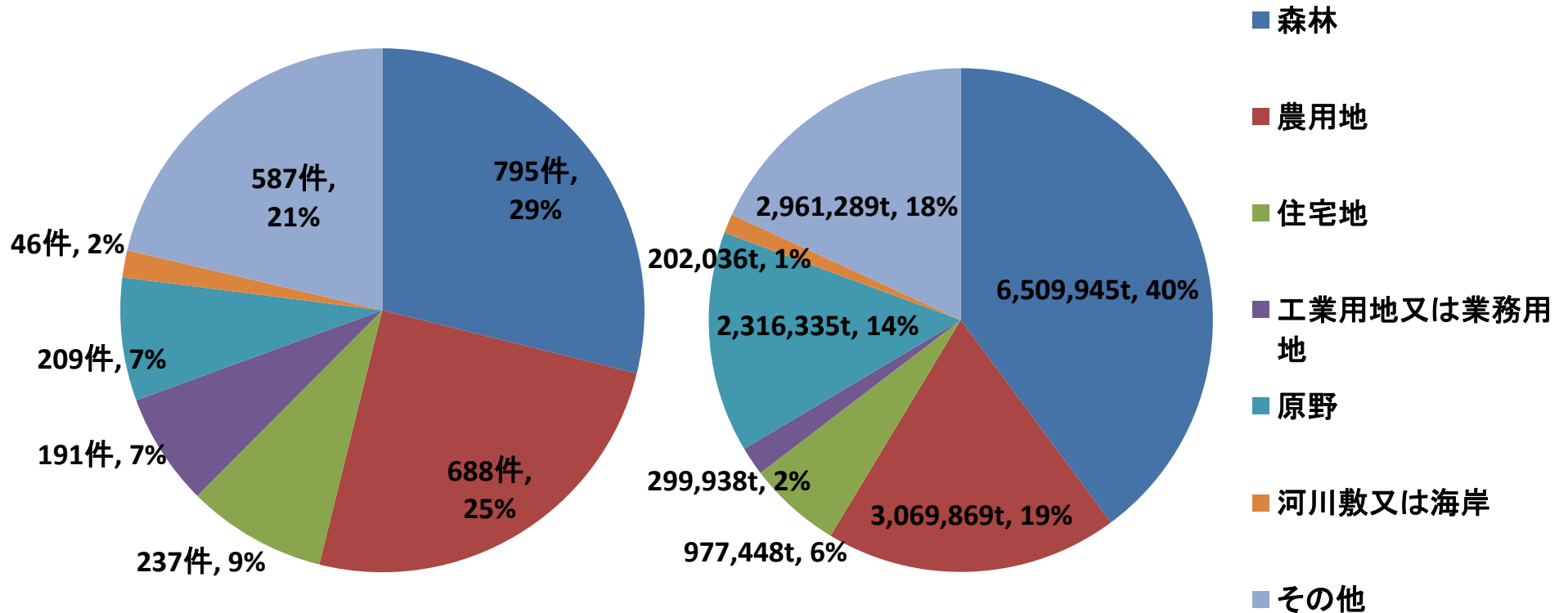
投案件数の内訳

投棄量の内訳

視点3

不適正処理が行われた場所周辺の土地の利用形態 (平成19年度末までの残存事案)

通常無人の土地(森林、農用地、原野、河川又は海岸)	1,738件、	12,098,185 t
通常有人の土地(住宅地、工業用地または業務用地)	428件、	1,277,386 t
その他	587件、	2,961,289 t



投案件数の内訳

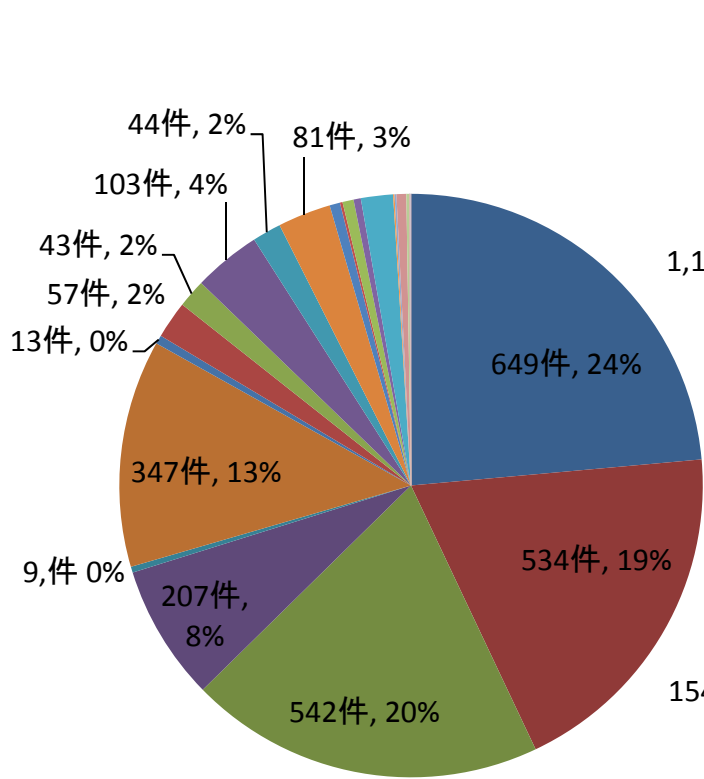
投棄量の内訳

視点4

代表的な廃棄物の種類

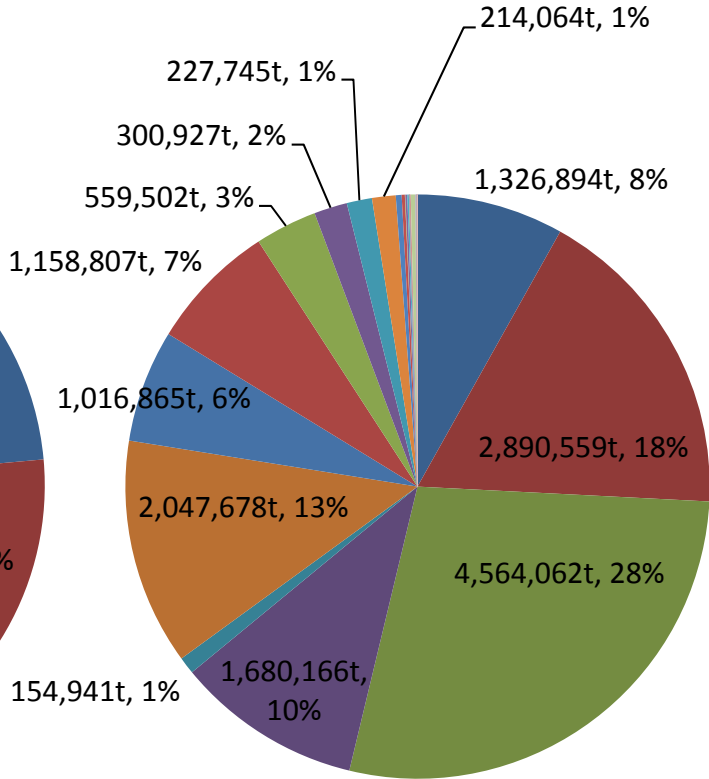
建設系廃棄物

平成19年度末までの残存事案



投案件数の内訳

建設系廃棄物
1,941件、10,616,622 t



投棄量の内訳

非建設系廃棄物
812件、5,720,237 t

- (建設系) 木くず
- (建設系) がれき
- 建設混合廃棄物
- (建設系) 廃プラスチック類
- (建設系) 汚泥
- 廃プラスチック類
- 廃油
- 汚泥
- 燃え殻
- 金属くず
- ガラス・陶磁器くず
- 木くず
- 鋳さい
- ゴムくず
- 動植物性残渣
- 動物のふん尿
- 繊維くず
- ばいじん
- 廃アルカリ
- 特管
- 産廃を処分するために処理したもの
- 不明
- 廃酸
- 獣畜・食鳥に係る固形状の不要物
- 紙くず
- 動物の死体

不法投棄の現場

排出事業者が行った事例



解体業者H社は、平成8年頃から他社の解体単価の7～8割の安価で解体を請け負い、解体に伴い発生した建設系廃棄物を自己所有地（自宅の敷地と親戚所有の近隣農地）で保管し、県からの再三にわたる指導を無視。

保管している廃棄物の撤去に応じないため、県は、平成18年7月に全量撤去を命じる措置命令を発出。

同月に県警が行為者を不法投棄で逮捕（平成19年5月に有罪確定。懲役刑2年・執行猶予3年、罰金刑100万円）

処理業者が行った事例

産業廃棄物収集運搬業（木くず、がれき類、汚泥、廃プラ等8品目）、処分業（木くず等の焼却、がれき類の破砕）の許可を取得し、産業廃棄物の処理を行っていたB社は、平成2年頃には、中間処理施設の敷地内に、約80,000 m³の建設系産業廃棄物を堆積させた。

市は、数十回にわたり行政指導を行ったが、B社は撤去指導に従うと主張しつつ、敷地内での堆積と並行し、隠蔽目的で隣接地に覆土しながら産業廃棄物をさらに埋め立てていた。

平成16年3月に不法投棄事案として発覚。平成17年に有罪が確定（法人：罰金刑1億円、実質的経営者：懲役刑3年8ヶ月、罰金1千万円）。



処理業者が行った事例



産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業等の許可を取得し、産業廃棄物の処理を行っていたE社は、平成8年頃から、処理しきれない廃油等を滞留させはじめた。

県は、頻繁に行政指導を行ったが、平成13年には廃油類が入ったドラム缶等が2000本を超える状況となった。

その後平成14年にE社取締役（行為者）が死亡し、E社も破産したため、大量の廃油等が放置されたまま現在に至っている。

産業廃棄物処理業者及び排出事業者が行った事例

産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業を取得して産業廃棄物の処理を行いながら、自ら解体業を行っていたG社は、平成元年頃から解体業から発生した自社廃棄物と処理業として受託した産業廃棄物を、平成11年頃から、中間処理施設敷地内に保管し、徐々に堆積させた。

県は改善命令を発したが、履行せず、許可が失効。平成18年夏には、堆積廃棄物から火災が発生し、現在も燻焼している。



無許可業者が行い、土地所有者が関与（ ）した事例

「関与」とは、単に行為者に土地や倉庫を貸与した場合なども広く含まれ、不法投棄に加担している場合に限定されない。

M産業は、平成16年頃から、借りた複数の倉庫に、硫酸ピッチ、スラッジ、廃タイヤ、建設系混合廃棄物、廃プラスチック類等の大量の産業廃棄物を搬入。廃タイヤ等の一部を売却して有価物と偽装し、硫酸ピッチやスラッジを、大量の廃タイヤ等で覆い隠蔽を図っていたが、平成17年に発覚、有罪確定（懲役刑4年10ヶ月、罰金刑500万円）。硫酸ピッチについては行政代執行により撤去。

倉庫所有者の一部は、廃棄物を搬入していたとは知らなかったと主張して、県も、行為者に加担した明確な事実の確認ができないため、倉庫所有者に措置命令を発出していない。



産業廃棄物処理の構造改革

産業廃棄物の構造的問題

廃棄物=不要なもの

無責任状態での経済原則

処理コスト負担の動機付けがない

安かろう悪かろうの処理

悪貨が良貨を駆逐
(優良業者が市場の中で優位に立
てない)

不法投棄など不適正処理の横行

産業廃棄物に対する
国民の不信感の増大

処理の破綻

環境負荷等の悪影響

PPP(汚染者負担原則) に基づくあるべき姿

廃棄物=不要なもの

自己責任が伴う中での経済原則

排出事業者が最後まで責任を持つ

確実かつ適正な処理

排出事業者が優良業者を選択
(悪質業者が市場から淘汰される)

安全・安心できる適正処理の実現

産業廃棄物に対する
国民の信頼の回復

循環型社会の構築

将来世代にわたる
健康で文化的な生活の確保

構造を転換

累次の廃棄物処理法改正
に基づく構造改革

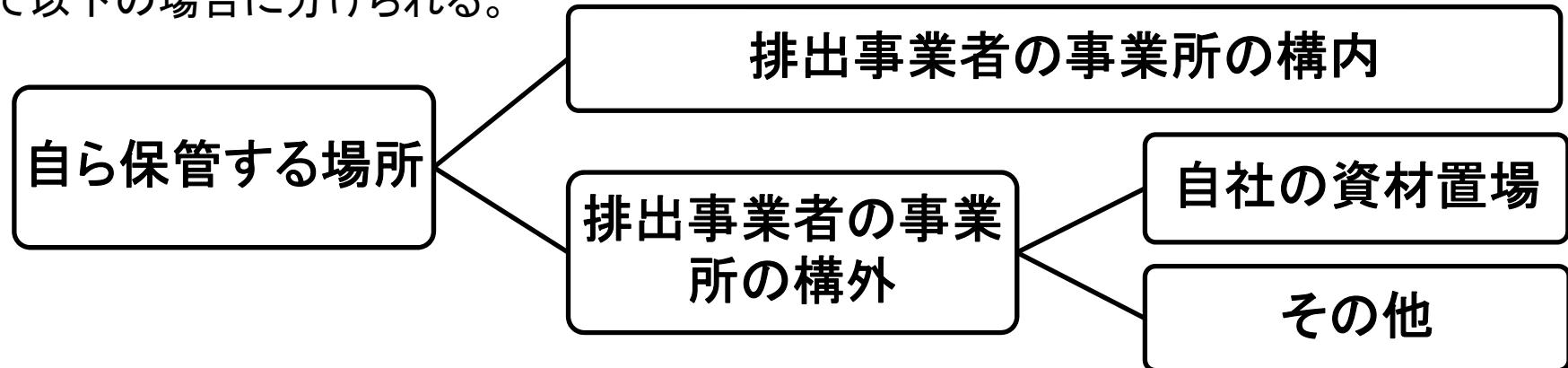
○排出事業者責任の徹底
・マニフェスト制度の強化
・原状回復命令の拡充

○不適正処理対策
・処理業者・施設の許可要件
の強化
・罰則強化
(懲役5年、罰金1億円)

○適正な処理施設の確保
・廃棄物処理施設設置手続きの
強化・透明化
・優良な施設整備の支援
・公共関与による補完
(廃棄物処理センター)

排出事業者が自ら保管を行う場合

排出事業者が、事業活動に伴い生じた廃棄物を自ら保管する場合は、大きく考えて以下の場合に分けられる。



排出事業者は、産業廃棄物処理基準、産業廃棄物保管基準に従い、生活環境保全上支障のないように保管しなければならない。

■ 保管場所

- ① 周囲に囲いが設けられていること、
- ② 見やすい箇所に、産業廃棄物保管場所であること・保管する産業廃棄物の種類・管理者の氏名と連絡先などを表示した縦横60センチ以上の掲示板を設けること

■ 飛散流出等の防止措置

- ① 汚水が生じるおそれがある場合、排水溝等の設備を設け、底面を不浸透性の材料で覆うこと
- ② 屋外で容器を用いず保管する場合、一定の高さを超えないようにすること

■ 衛生管理

ねずみ・蚊・はえ等の害虫が発生しないようにすること

■ 収集運搬・処分に伴い保管する場合、数量制限

収集運搬に伴う保管: 1日当たりの平均的搬出量の7日分の数量を超えないこと

処分に伴う保管: 処理施設の1日当たりの処理能力の14分の数量を超えないこと

排出事業者による廃棄物の不適正保管

事例1



土木建設業かつ解体工事業を営むA社が、家屋解体工事等に伴い生じた建設系廃棄物を約7年間にわたり、自社の資材置場に不適正に保管(約3500m³、面積850m²、高さ10m)。

廃棄物の飛散・流出、木くず等の発火、硫化水素の発生などのおそれがある。

事例2

解体業を営むB社が、解体工事に伴い生じた建設系廃棄物を約3年にわたり、購入した山林に不適正に保管した(約7000m³、面積約1800m²、高さ約10m)。

廃棄物の飛散・流出、崩落、木くず等の発火(内部温度が60℃以上になっている)などのおそれがある。



帳簿について

概要

廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理業者と一定の排出事業者は、事業場ごとに、その日行った処理について帳簿を記載し、5年間保存しなければならない。

帳簿の備付け違反、未記載、虚偽記載、保存義務違反については、30万円以下の罰金の対象となる。

(帳簿は、行政が立入検査に入った際に重要な証拠書類となる。)

帳簿義務の対象者

- ① 廃棄物処理業者
- ② 事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を処理するために許可施設を設置している排出事業者
- ③ 事業活動に伴い生ずる特別管理産業廃棄物を処理する排出事業者

排出事業者の帳簿記載事項(現行法上の上記②③の排出事業者)

行う処理の種類	記載事項(産業廃棄物の種類毎)
運搬	①運搬年月日、②運搬方法、運搬先ごとの運搬量、③積替保管を行う場合はその場所ごとの搬出量
運搬の委託	①委託年月日、②受託者の氏名・住所・許可番号、③運搬先ごとの委託量
処分	①処分年月日、②処分方法ごとの処分量、③処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託	①委託年月日、②受託者の氏名・住所・許可番号、③受託者ごとの委託の内容・委託量

立入検査等の際に証拠となる物件

	排出事業者				産業廃棄物処理業者
	産業廃棄物を自ら処理する場合		特別管理産業廃棄物を自ら処理する場合	委託して処理する場合	
	許可施設を設置していない場合	許可施設を設置している場合			
マニフェスト	×	×	×		
帳簿	×			×	

現場で排出事業者の特定が困難となるケース

建設廃棄物の不適正処理が発生するメカニズム

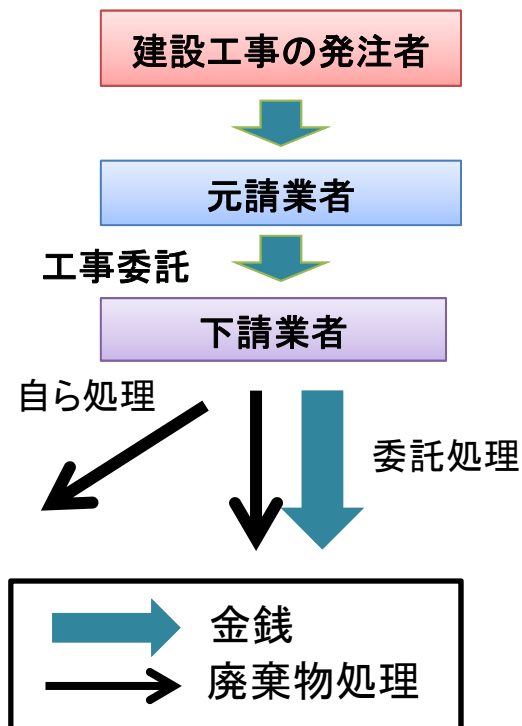
建設廃棄物適正処理の徹底については、自ら処理における適正処理の実施を確保するとともに、無許可業者への委託を防止することが不可欠である。

廃棄物処理法上は、産業廃棄物の処理に関して、排出事業者が責任を負うこととされており、建設工事等においては原則として元請業者が排出事業者とされているが、契約形態によっては、元請業者及び下請業者が排出事業者にも該当することもある。中にはこれを悪用して、本来排出事業者責任のないものが自ら処理をすると称して許可を取得せずに不適正な処理を行うことがあり、それが問題であるとする意見がある。

また、無許可業者への処理委託等による不適正な事例も問題とされている。

出典「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討についてとりまとめ」

■ 建設工事における事例



元請業者から下請業者へ工事を委託する場合の委託方式の違いによる廃掃法上の取扱い

元請業者から下請業者への工事委託方式	<原則>委託	<例外>全部又は独立した一部を一括委託	
排出事業者となる者	元請業者	元請業者が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っているとき認められないとき	元請業者が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っているとき認められるとき
下請業者が行う処理の位置づけ	委託処理	下請業者	元請業者と下請業者
下請業者の処理業許可	必要	自ら処理	自ら処理
		不要	不要

なお、平成18年に改正された建築士法等の一部を改正する法律により、共同住宅を新築する建設工事における一括下請は、建設業法上禁止されている。

産業廃棄物の処理に関する排出事業者の責任について

原則

事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

自ら処理を行
行場合

適正な処理を行うこと



処理基準の遵守義務

他人に委託
して処理を
行う場合

委託相手が適切な者が
確認すること

委託契約を適正に締結
すること



委託基準の遵守義務

処理が適正に
行われたことを
確認すること

処理の流れを把握し
最終処分の終了まで
確認すること



マニフェスト制度の
遵守義務

処理の内容が適正
なものであったか
確認すること

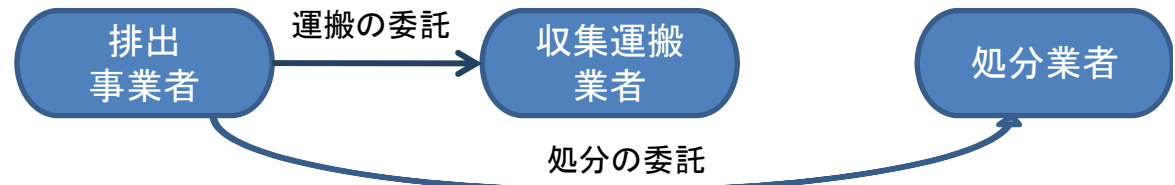


—

産業廃棄物の処理を委託する際の基準

排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する時は、以下の基準に従わなくてはならない。

- 運搬については収集運搬業者、処分については処分業者にそれぞれ委託すること。



- 委託しようとする処理が、その事業の範囲に含まれる者に委託すること。
- 委託契約は、以下の条項を含み、書面で行い、5年間保存すること。

- 委託する産業廃棄物の種類・数量
- 運搬の最終目的地所在地
- 処分の場所の所在地、方法、施設処理能力
- 委託契約の有効期間
- 委託者が受託者に支払う料金
- 受託者が許可業者の場合はその事業範囲
- 積替保管を行う場合はその場所の所在地、保管できる廃棄物の種類、保管上限
- 委託者の有する以下情報と、その情報が変更した場合の情報伝達方法
 - ◆ 産業廃棄物の性状・荷姿
 - ◆ 通常の保管状況下での腐敗、揮発など性状の変化
 - ◆ 他の廃棄物と混合することにより生ずる支障
 - ◆ 取扱う際に注意すべき事項
- 受託業務終了時の委託者への報告に関すること
- 契約解除時の処理されない産業廃棄物の取扱い

- 委託契約書には、以下の書面を添付すること。

- 受託者が、他人の産業廃棄物の処理を業として行うことであって、委託しようとする産業廃棄物の処理が、その事業範囲に含まれることを証する書面（許可証の写し、認定証の写しなど）

マニフェスト制度について

趣旨

廃棄物の処理の流れを把握することにより、不法投棄等に不適正処理を防止し、排出事業者責任に基づく適正な処理を確保すること。

概要

事業活動に伴い産業廃棄物を排出する事業者(中間処理業者を含む。)に対して、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に、委託内容どおりに適正に処理されたことを、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付し、最終処分まで確認することを義務付けるもの。

マニフェスト交付者(排出事業者・中間処理業者)は、

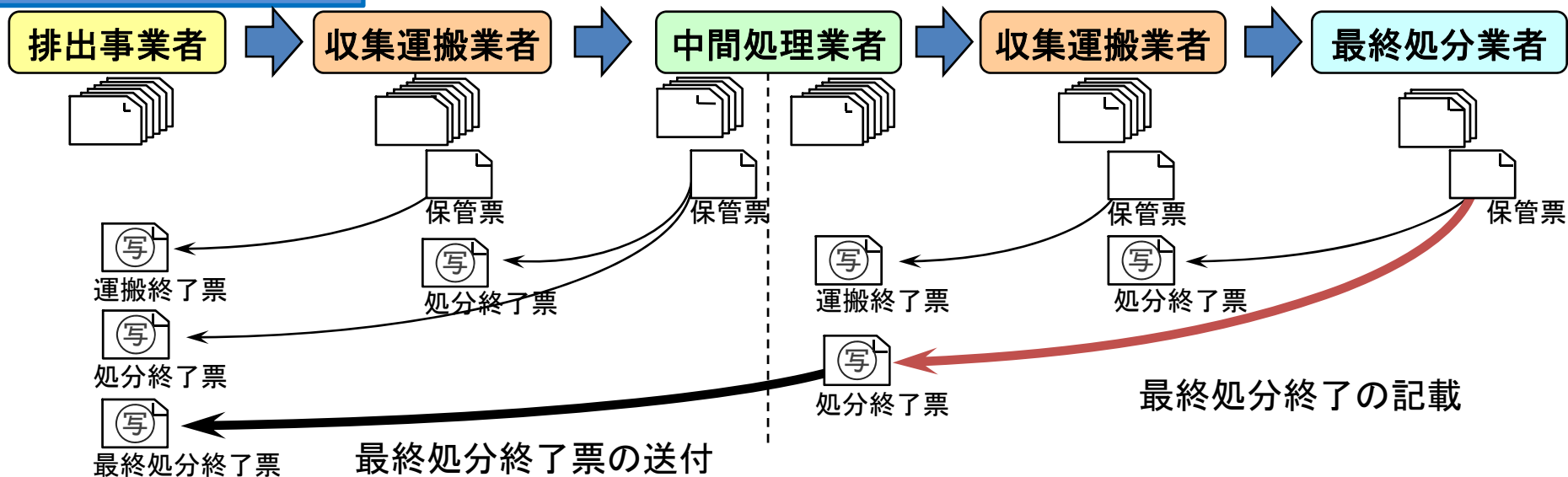
- ① マニフェストを一定期間内に受け取らないとき
- ② 受け取ったマニフェストが、必要な記載事項を欠き、または虚偽記載があるときは、適切な措置を講じなければならない。

講ずべき適切な措置

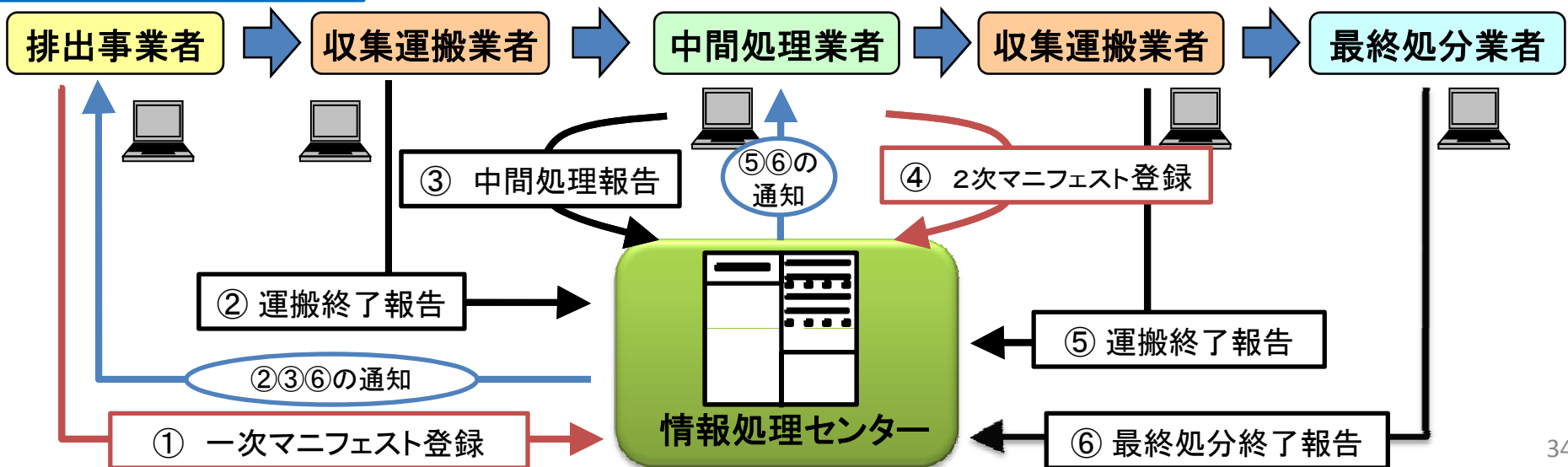
- ・生活環境保全上の支障の発生の防止及び支障の除去に必要な措置を講ずること
- ・その講じた措置の内容を都道府県知事に届け出ること

マニフェストの流れについて

紙マニフェスト



電子マニフェスト



電子マニフェスト制度の特徴、費用について

利 点

- 紛失・破棄のおそれがない(センターが一括保存)
- 記載漏れが防止できる
- 登録後の情報改ざん、偽造がなされにくい
- 迅速かつ正確な情報整理が可能
- 事務費用が軽減できる

課 題

- 電子マニフェスト導入時の初期コストがかかる
- 少量・少頻度排出事業者にとっては、コスト増
- そもそもマニフェスト違反を企図する場合は、防止できない(紙マニフェストも同様)

利用料金体系(排出事業者)

料金区分	A料金(税込)	B料金(税込)	C料金(税込) (少量排出事業者団体加入)
加入料	5,250円	3,150円	3,150円
基本料(年額)	2,6250円	2,100円 (40件まで)	不 要
登録料(1件)	10.5円	63円 (41件から)	63円
メリットがでる年間登録件数	509件以上	34 ~ 508 件	33件以下

年間のマニフェスト利用件数ごとの費用の試算

		利用件数30件	利用件数100件	利用件数500件
登録	登録・送信確認 : 3分/件	90分(30件×3分)	300分(100件×3分)	1500分(500件×3分)
処理終了確認	・運搬終了の通知確認: 1分/件 ・中間処理終了の通知確認: 1分/件 ・最終処分終了の通知確認: 1分/件	90分 (30件×1分×3)	300分 (100件×1分×3)	1500分 (500件×1分×3)
伝票の保管	不要	—	—	—
人件費	時給1000円×年間作業時間	1000×3(90分×2)	1000×10(300分×2)	1000×50(1500分×2)
利用料金	加入料、基本料、登録料	5040円 (3150+63×30)	9030円 (3150+2100 +63×(100-40))	34230円 (3150+2100+ 63×(500-40))
総コスト		3時間、8040円	10時間、19030円	50時間、84230円

(筆記用具やパソコン、通信費は除く。)

電子マニフェストについて講じてきた普及促進策

マニフェストに関する附帯決議 平成17年法改正(第162回国会)

衆議院環境委員会(平成十七年四月八日)

産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつその普及拡大をする方策を検討すること。

また、利用者に対するインセンティブの付与、公共工事等における電子マニフェストの活用促進、モデル事業の計画的実施などを含む普及拡大策を早急かつ積極的に実施すること。

1. 電子マニフェストシステムの改善

- システムを改善し(通信高速化、大量処理化、迅速化など)、新システムへ移行
- 運用ルールを改善し、利便性を向上

2. 加入者に対するサービスの向上

- 料金体系を見直し、少量排出事業者が取り入れやすい料金体系を新たに導入
- 加入時の事務手続の簡素化
- 行政への各種報告の作成を支援するシステムを構築
- 加入処理業者情報の検索システムの提供

3. 関係者との連携強化

- 関係省庁、地方公共団体と連携し、公共工事等における活用を促進
- ASP事業者との連携

4. 普及啓発活動の強化

- 業界団体、地方公共団体等と共同でモデル事業を実施
- 導入の利点を定量化し、広く情報提供
- 普及啓発促進ツール(ビデオ、小冊子、ポスター、ガイドブック)の開発、提供

5. キャンペーン等の実施

- 加入料が無料となる普及促進キャンペーンの実施
- 業界団体、地方公共団体等と連携した説明会等の推進キャンペーンの実施

電子manifestの普及状況

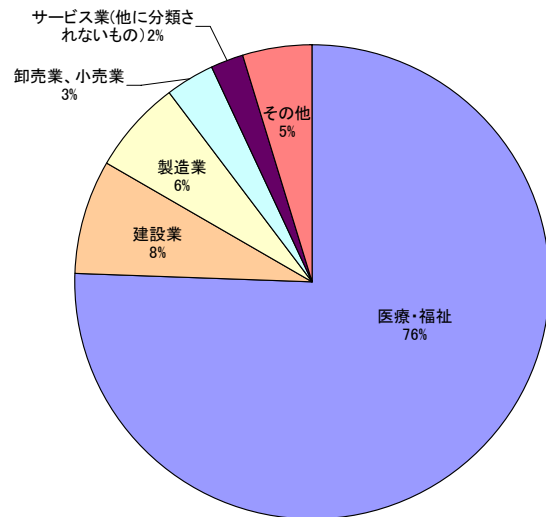
(平成22年2月末現在)

1) 電子manifest加入状況の推移

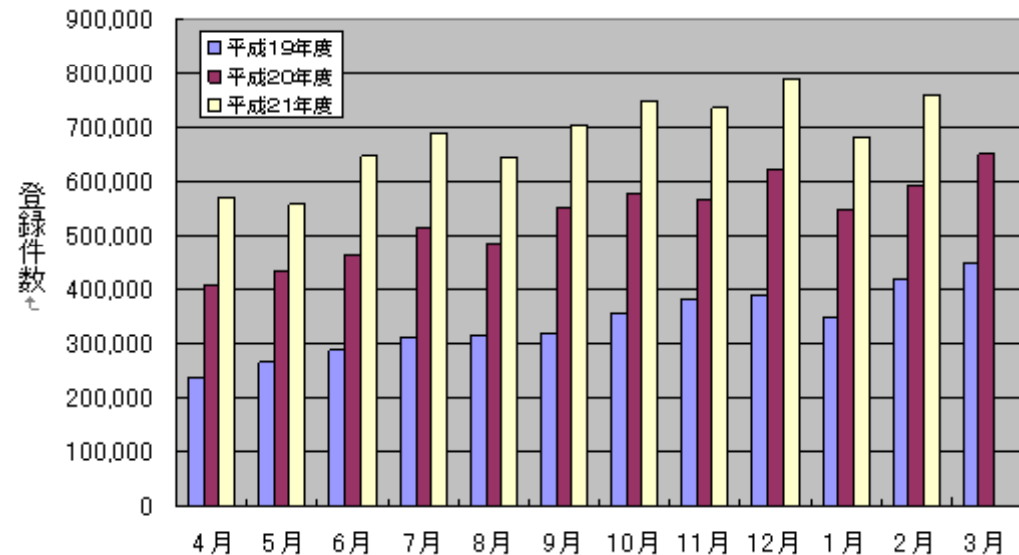
年度	加入者数	加入者数の内訳			manifest年間登録件数	普及率
		排出事業者	収集運搬業者	処分業者		
平成18年度	7,784	4,083	1,921	1,780	2,388,069	5%
	(100%)	(52%)	(25%)	(23%)		
平成19年度	30,705	23,164	4,300	3,241	4,076,448	9%
	(100%)	(75%)	(14%)	(11%)		
平成20年度	43,493	33,718	5,775	4,000	6,415,296	14%
	(100%)	(78%)	(13%)	(9%)		
平成21年度	54,947	42,796	7,745	4,581	7,529,833	-
	(100%)	(78%)	(14%)	(9%)		

四捨五入の関係で合計が100%とならない年度がある

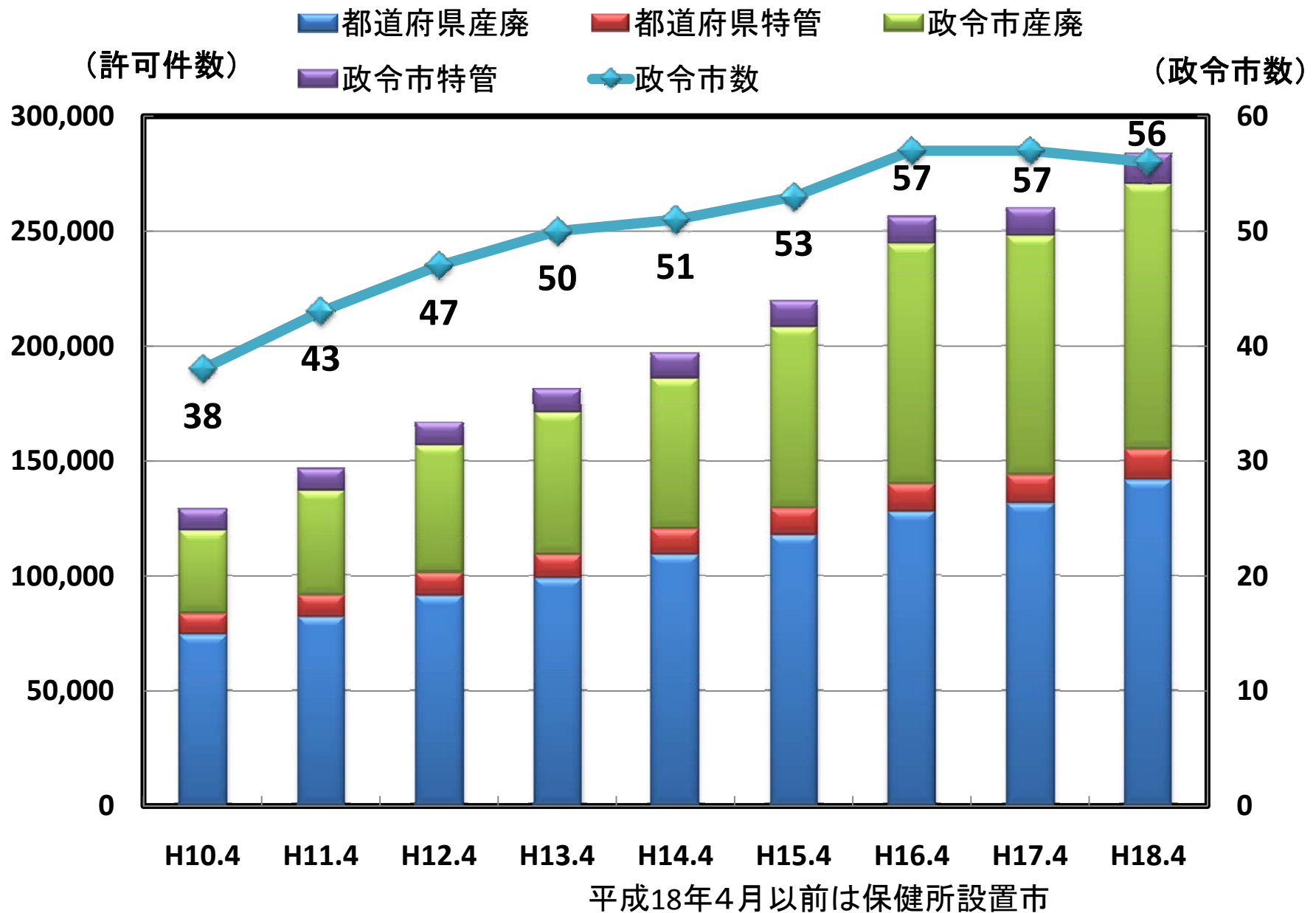
2) 排出事業者業種区分(加入者数の構成比)



3) 月別電子manifest登録状況



産業廃棄物処理業許可件数の推移

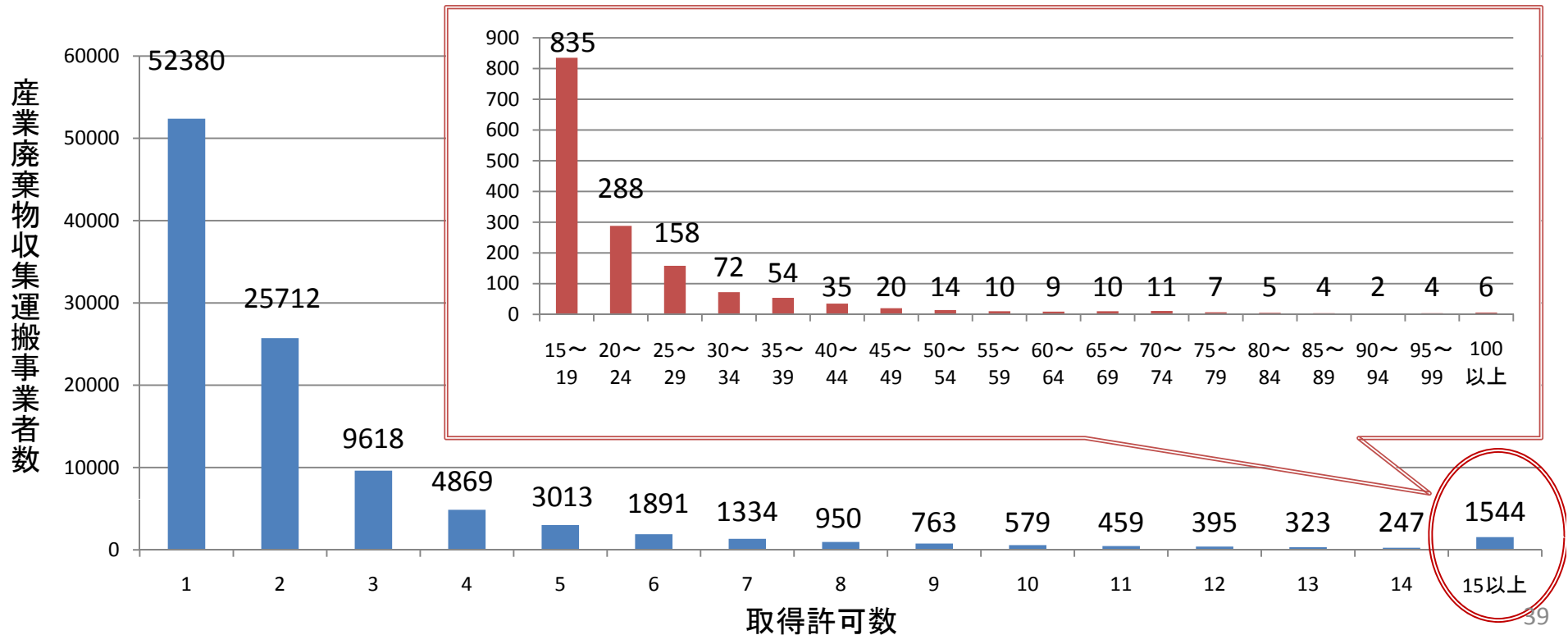


産業廃棄物処理業の許可件数

	収集運搬業					処分業						
	積替あり		積替なし		計	中間処理		最終処分		中間・最終		計
	産廃	特管産廃	産廃	特管産廃		産廃	特管産廃	産廃	特管産廃	産廃	特管産廃	
都道府県	9201	977	122423	11845	144446	8869	539	422	29	606	24	10489
政令市	2386	390	109782	11557	124115	3026	285	107	21	125	4	3568
全国計	11587	1367	232205	23402	268561	11895	824	529	50	731	28	14057

(産業廃棄物行政組織等調査報告書 平成17年度実績より)

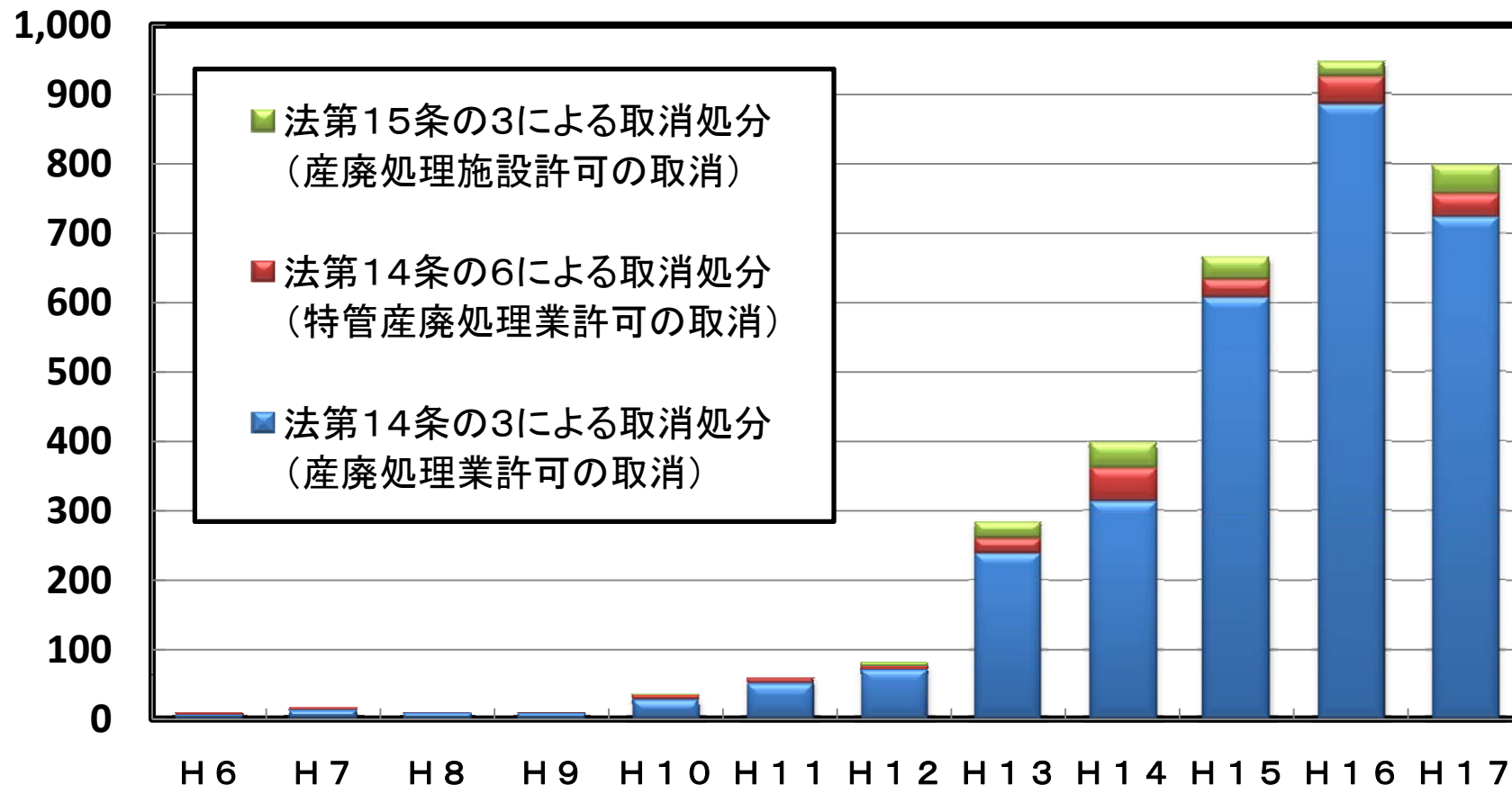
産業廃棄物収集運搬事業者の許可取得件数



廃棄物処理法に基づく許可取消件数の推移

1. 平成12年の廃棄物処理法改正により、同年10月から廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消し等の要件が追加されるなどの規制強化措置が講じられた。
2. 平成15年の廃棄物処理法改正により、同年12月から廃棄物処理業者及び処理施設設置者が許可の欠格要件に該当した場合に、取消しが義務化された。

(件)



産業廃棄物処理業の許可の基準

1 事業に用いる施設

処理業を的確に、かつ継続して行うに足りるものであること

収集運搬業

- ① 廃棄物が飛散・流出し、悪臭が漏れるおそれのない運搬施設を有すること
- ② 積替施設を有する場合、廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が漏れるおそれのないように必要な措置を講じた施設であること

処分業

- ① 廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること
- ② 保管施設を有する場合には、廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が漏れるおそれのないように必要な措置を講じた施設であること

2 申請者の能力

処理業を的確に、かつ継続して行うに足りるものであること

- ① 収集運搬又は処分を的確に行うに足りる知識・技能を有すること
- ② 収集運搬又は処分を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

3 欠格要件

申請者が、欠格要件に該当しないこと

経理的基礎について

適正処理の確保のためには廃棄物処理業者の質の向上が必要

平成3年改正

許可申請者の能力について、技術的要件だけでなく、資力要件も考慮できることとした

現行の経理的基礎の考え方

- 事業の開始に要する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書面などの内容を審査し、経理的基礎を有するか否かを判断する。
- 廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にする。
- 事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すると判断するためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が1割を超えていることが望ましい（少なくとも債務超過の状態でないことが相当）。
- 経理的基礎を有しないと判断する場合は、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じ提出させ、また、商工部局、労働経済部局等の協力も求めるなどして、慎重に判断する。

経理的基礎の判断のため許可申請書に添付する書類

① 申請事業の開始に要する資金の総額の資料

事業の開始・継続に必要とされる一切の資金をいい、資本金の額のほか、事業の用に供する施設の整備に要する費用、最終処分場の埋立終了後の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料などが含まれる。

② 申請事業の開始に要する資金の調達方法を記載した書類

資本金の調達方法、借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項を記載したもの。

利益をもって資金に充てるものについてはその見込み額を記載したもの。

③ 申請者が法人の場合

直前3年の、
各事業年度の貸借対照表、損益計算書、
法人税の納付すべき額、納付済額を証する書類
(確定申告書の写し・納税証明書)

③ 申請者が個人の場合

資産に関する調書、
直前3年の
所得税の納付すべき額、納付済額を証する書類
(確定申告書の写し・納税証明書)

廃棄物の処分等を行うに当たり保管を行う場合の基準①

1 保管場所

- ① 周囲に構造耐力上安全な囲いが設けられた場所であること
- ② 保管場所の掲示板を設置し、必要な事項()を表示していること
(保管する廃棄物の種類、保管場所管理者の氏名・名称・連絡先、屋外で容器を用いずに保管する場合は積み上げられる高さの上限)

2 保管場所からの廃棄物の飛散流出等の防止

公共の水域・地下水の汚染防止

汚水が生ずるおそれがある場合は、水質汚染を防止するために必要な排水溝等の設備を設け、底面を不浸透性の材料で覆うこと

廃棄物の積上げ高さの制限

屋外で容器を用いずに保管する場合に飛散流出や崩落等のおそれが生じないように、保管の場所の囲いの状況に応じた積上げの高さが、高さ基準を超えないようにすること

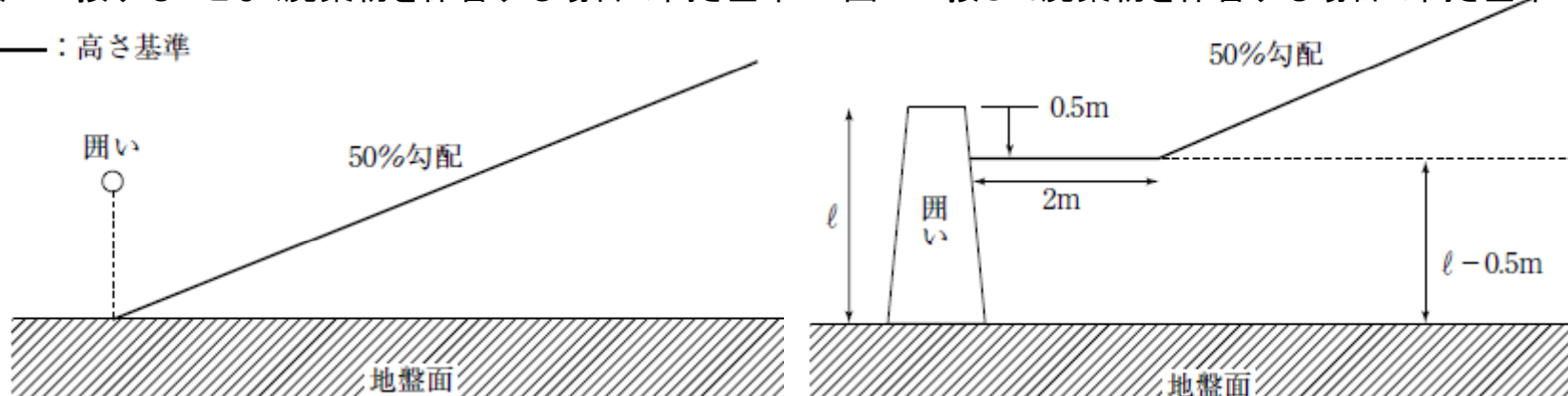
その他必要な措置

廃棄物の飛散・流出、地下浸透、悪臭発散を防止するため必要な措置を講ずること

囲いに接することなく廃棄物を保管する場合の高さ基準

囲いに接して廃棄物を保管する場合の高さ基準

———：高さ基準



廃棄物の処分等を行うに当たり保管を行う場合の基準②

3 公衆衛生上の管理

ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること

4 保管期間の制限（産業廃棄物）

適正な処分等を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えないこと

産業廃棄物の処分等の方法は、その産業廃棄物の種類、性状等に応じて、脱水、乾燥、焼却、油水分離、中和、破碎、コンクリート固化、ばい焼、分解、溶融、洗浄、分離等多種多様にある。

適正な処分等を行うために必要となる保管の期間は、こうした処分等の方法や処理施設の処理能力によって異なるものであるため、一律に保管期間を規制するのではなく、処理施設の処理能力に応じて、保管数量の上限を個々に定めることとされている。

5 保管数量の制限（産業廃棄物）

産業廃棄物の処分等を行うための保管と称した過剰保管を防止するため、処分等のための保管数量が、原則として、処理施設の一日当たりの処理能力の14日分を超えないこと

中間処理施設における保管のイメージ

焼却施設において廃プラスチック類を保管する場合の例

廃棄物の飛散・流出、地下浸透、悪臭発散を防止するために必要な措置を講ずること

害虫が発生しないようにすること

保管数量が処理施設の一日当たりの処理能力の14日分を超えないこと

見やすい場所に掲示板を設けること

- ・廃棄物の種類
- ・保管場所の管理者氏名
- ・連絡先
- ・最大保管高さ
- ・最大保管数量

汚水が生ずるおそれがある場合は排水溝を設けるなどの対策を講じるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと

積み上げる高さが制限を超えないこと

安全な囲いが設けられた場所であること

保管期間は、適正な処分等を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えないこと

縦横それぞれ60cm以上

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	
数	量
管理者	氏名
	連絡先
保管の高さ	

中間処理業者による廃棄物の過剰保管

事例1



廃棄物処分業（破砕）、収集運搬業の許可を有するA事業者が、中間処理施設（破砕施設）敷地内に、平成14年頃から廃棄物（中間処理前及び中間処理後のもの）を不適正に保管（廃プラスチック類、木くず等を約50,000m³（面積約6,400m²、高さ約18m））。

改善命令を発出したが履行しなかったため、平成18年に業許可取消処分。平成19年に、改善命令違反等により、法人は300万円、実質的経営者は懲役2年6月、罰金300万円、執行猶予5年の刑に処せられた。

屋外で容器によらず積み上げてあり、飛散・流出・崩壊、木くず等の発火などのおそれがある。

事例2

廃棄物処分業（中間処理）の許可を有するB事業者が、中間処理施設（破砕施設）敷地内に、平成10年頃から廃棄物（中間処理前及び中間処理後のもの）を不適正に保管（自動車等破砕物等を約9,500m³（面積約2,000m²、高さ約4.5m））。

改善命令を発出中。

屋外で容器によらず積み上げてあり、飛散・流出・崩壊、発火などのおそれがある。



行政処分の指針について（概要）

平成17年8月12日環廃産第050812003号
各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部局長宛
産業廃棄物課長通知

行政処分の迅速化について

- ◆ 違反行為を把握した場合、速やかに行政処分を行うこと。
- ◆ 不法投棄を把握した場合、①速やかに処分者等を確認し、措置命令により原状回復措置を講ずるよう命ずること、②不法投棄として告発すること、③命令に従わないときは命令違反として積極的に告発すること、④捜査機関と連携しつつ、許可を速やかに取り消すこと。

行政指導について

- ◆ 行政指導は、迅速かつ柔軟な対応という観点から効果的だが、相手方の任意の協力を前提とするため、相手方が従わないことに法的効果は生じない。
- ◆ 緊急の場合・必要な場合には躊躇することなく行政処分を行うなど、違反行為に対しては厳正に対処すること。

刑事処分との関係について

- ◆ 行政処分は将来にわたる行政目的の確保を主目的とするもので、過去の行為を評価する刑事処分とは目的が異なる。
- ◆ 違反行為の事実を把握した場合には、刑事処分を待つことなく、速やかに行政処分を行うこと。

事実認定について

- ◆ 行政処分を行うためには、違反行為の事実が客観的に認定されれば足りるのであり、違反行為の認定に直接必要とされない行為者の主観的意思等が不明であることを理由に、行政処分を留保すべきではない。

行政処分の公表について

- ◆ 排出事業者が適正な処理業者に処理委託できるよう、行政処分（取消処分、停止処分、改善命令、措置命令）を発出した場合には、その内容を積極的に公表されたいこと。この場合、処理業者等から非公開を条件として提供された情報などと異なり、処理業者や無許可業者に対し行政処分を行った旨の情報は、排出事業者に対する情報提供を目的として、特段の法令上の根拠がなくとも公表することが可能。なお、改善命令及び措置命令については、命令内容の履行がなされた場合にはその旨も公表することが望ましい。
- ◆ 公表手段としては、行政処分を行った時点で速やかにHP等を用いて一定期間公表することが考えられるが、具体的な手法については情報の迅速性や排出事業者にとっての簡便性を考慮した上で各都道府県で判断されたいこと。

欠格要件、許可取消処分の義務化について

法に従った適正な業の遂行を期待できない者を産業廃棄物処理業から排除するため、以下の対象者が欠格要件に該当する場合、都道府県知事は、廃産業棄物処理業、産業廃棄物処理施設設置許可を取り消さなければならない。(法第14条の3の2第1項第1号)

対象者

- 申請事業者
- 法人の役員(5%以上の株主等の実質的な支配者(黒幕(自然人に限る。))を含む。)、
使用人(支店長など) など

欠格要件

- 破産者 等

- 禁錮以上の刑に処せられてから五年を経過しない者

- 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

- 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- 廃棄物処理法、環境保全法令、刑法()などの法律違反によって罰金以上の刑に処せられてから(＊)五年を経過しない者

刑法のうち、傷害罪、現場助勢罪、暴行罪、危険運転致死罪、脅迫罪、背任罪に違反した場合のみ

* 刑について判決が確定してから、該当することとなる。

- 廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可を取り消された者で取消しの日から五年を経過しない者(廃業した場合も同じ)

- その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

例) ・過去、繰り返し許可取消処分を受けている者

・廃掃法、環境保全法令、刑法などの法律違反によって、検察から公訴を提起されている者

・環境保全法令違反を繰り返し行政指導が累積している者 など

□ : 法人を含むもの

欠格要件、取消要件を強化してきた背景

対行政暴力事件

暴力団等、悪質な者の介入

後を絶たない不法投棄

安かろう悪かろうの処理が横行し、優良業者が産業廃棄物処理の市場で優位に立てないという状況

欠格要件

産業廃棄物処理業者としての適性を類型化した欠格要件を強化することにより、悪質業者の新たな参入を排除しつつ、既に産業廃棄物処理業を行っている者が欠格要件に該当した際には、確実に放逐することにより業界の浄化を図る必要。

累次の改正により欠格要件を拡大。

- 暴力団対策法違反で罰金以上の刑から5年を経過しない者(平成9年)
- 許可取消法人の役員(平成9年)
- 実質的に役員同等の支配力を有する者(黒幕)(平成9年)
- 暴力団員、暴力団員等が事業活動を支配する者(平成12年)
- 施設設置許可に欠格要件を導入(平成12年)
- 聴聞通知後に廃業した者(平成15年)
- 暴力団員等が事業活動を支配する個人(平成17年)

効果

● 法令を遵守し、適正処理能力を備える産業廃棄物処理業者のみによる業の運営を図ることにより、産業廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭。

取消要件

欠格要件に該当した場合には、「取り消すことができる」規定(裁量規定)

- ・平成12年改正で、暴力団排除条項を追加
- ・悪質業者の淘汰による廃棄物業界の優良化

年間の取消件数は数十件程度にとどまる。

平成13年に厳格な処分を行うよう自治体に通知(「行政処分の指針」)

自治体に対する行政暴力

聴聞等の手続を要するため手続が遅延

平成15年法改正によって、欠格要件に該当した場合には、「取り消さなければならない」規定とされる(取消処分の義務化)

現在の取消件数は年間700件程度。

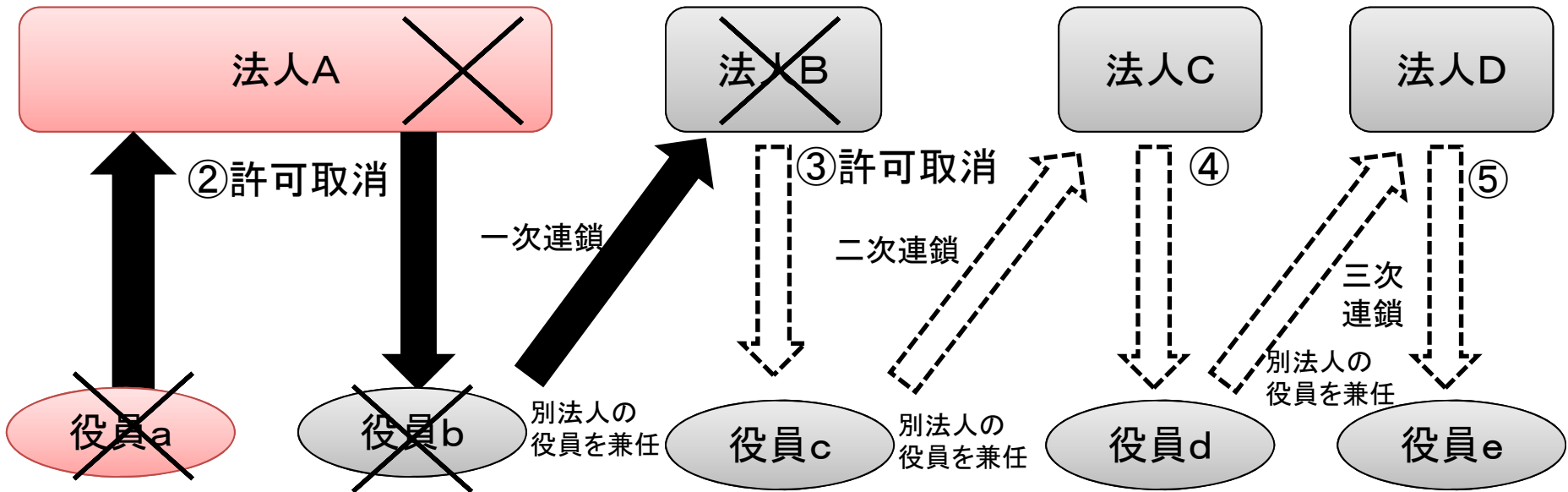
効果

- 裁量がなくなることで、自治体に対する行政暴力等の圧力が減少。
- 罰金刑、禁錮刑等、欠格要件に該当することが明らかでない場合、聴聞が不要なので迅速な対応が可能となる。

欠格要件の無限連鎖について

いわゆる無限連鎖問題とは、法人A又は役員aが欠格要件に該当したことを発端として、別役員が他法人に兼任していれば、法理論上は、無限に他法人の取消しが続く構造のこと。

①法人が欠格要件に該当



①法人Aの役員aが欠格要件に該当

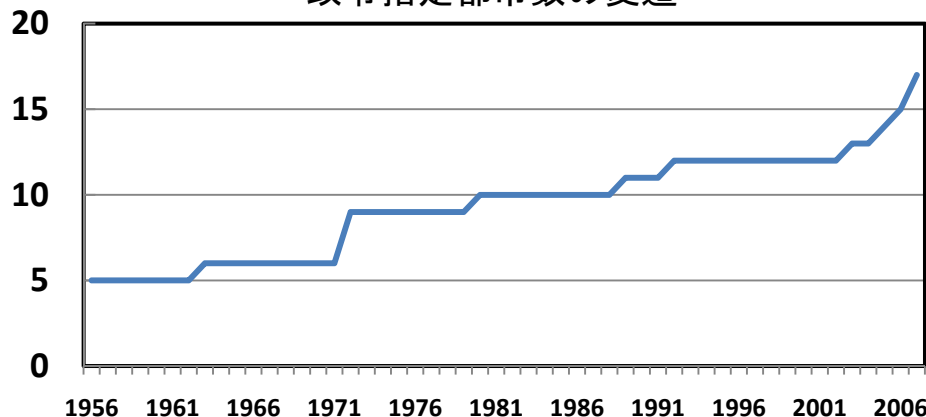
第1次欠格要件の在り方検討会の結論を踏まえ、一次連鎖(法人Bの取消し)で止め、二次連鎖以降を取り消すのは、法の趣旨ではないことを通知で示している。

産業廃棄物収集運搬業許可に係る手続負担の経緯

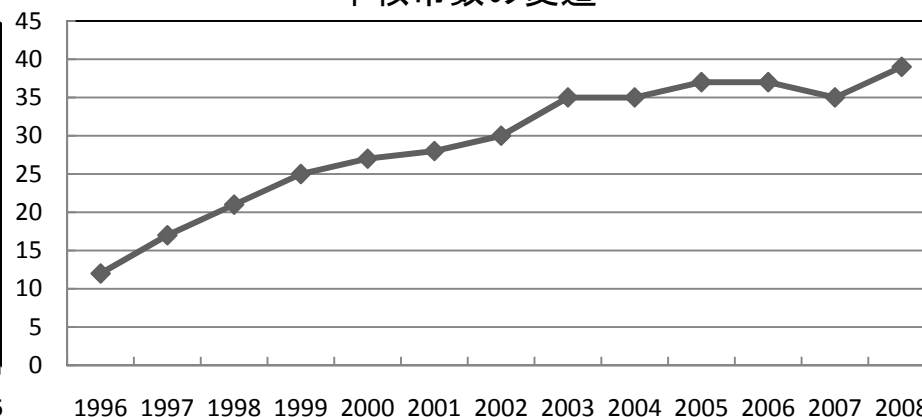
産業廃棄物処理の事務を処理する地方公共団体の変更

1. 都道府県
2. 廃棄物処理法施行令で定める市(いわゆる政令市)
 - ① 地方自治法上の政令指定都市
 - ② 地方自治法上の中核市
 - ③ その他施行令で定める市

政令指定都市数の変遷



中核市数の変遷



政令市数は、平成9年の38市から、平成21年には62市へ増加

申請書記載項目等の変更

H
3

- 処理業許可を、収集運搬業許可と処分業許可に細分化
- 許可基準に、資力要件を追加

- 事業範囲に積替えの有無等の記載を追加

H
9

- 欠格要件における役員の範囲に、法人に対し実質的支配力を有する者を追加
- 積替保管の適正化、収集運搬業者への委託の適正化

- 経理的基礎に関する書類を追加
- 一定比率以上の株主、出資者に関する事項(氏名・住所・住民票等)を追加
- 積替保管に関する事項を追加

H
17

- 欠格要件に該当した場合の届出義務の新設

- 申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書を追加

産業廃棄物収集運搬業の許可申請書について

許可申請書の記載項目

氏名・名称（法人はその代表者氏名）、住所
申請者が未成年である場合、その法定代理人 申請者が法人である場合、その役員 申請者に使用人がある場合はその使用人
申請者が法人の場合、 ・発行済株式総数の5%以上を有する株主 ・出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者の、氏名、名称、保有株式数又は出資金
事業の範囲
事務所・事業場の所在地
事業の用に供する施設の種類・数量 積替保管を行う場合それに関する事項
①所在地 ②面積 ③積替保管を行う産廃の種類 ④積替保管上限 ⑤積上高さ上限

許可申請書の添付書類

住民票の写し、成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
申請者が未成年である場合、その法定代理人 申請者が法人である場合、その役員 申請者に使用人がある場合はその使用人
申請者が法人の場合、 ・発行済株式総数の5%以上を有する株主 ・出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し、成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書
申請者が法人の場合、定款・寄附行為、登記事項証明書
事業計画の概要
事業の用に供する施設の構造図等、設計計算書、施設付近の見取り図
施設の所有権・使用権原を有することを証明書
事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
経理的基礎に関する書類
事業開始に要する資金総額と調達方法 申請者が法人の場合、 直前3年の貸借対照表、損益計算書、法人税納付額、納付済証明書類 申請者が個人の場合、 資産調書、直前3年の所得税納付額、納付済証明書類

先行許可証の提示により、
県の判断で省略させることが可能。

収集運搬に伴う積替保管の問題事例

収集運搬業者B社が、廃プラスチック類等を、約1年間にわたり、積替保管施設において、不適正に保管(約9300m³、面積1500m²、高さ14m)。

県は立入検査による発覚後、適正処理及び撤去する旨行政指導したが、改善が進まないばかりか、さらに約4000m³積み上げ、不適正な状態が継続・悪化した。

屋外でうずたかく積み上げられており、囲いの破損等も見られ、廃棄物の飛散、流出、崩壊、火災発生のおそれがある。



優良性評価制度について

優良性評価制度とは

産業廃棄物処理業者からの申請に基づき、都道府県が、遵法性、情報公開、環境保全の取組の観点から設定した評価基準に適合することを確認する制度。

適合確認された産業廃棄物処理業者については、許可更新・変更時に申請書類の一部を省略することが可能。

優良性評価の基準

遵法性

- 5年以上の業の実績があり、過去5年間に不利益処分を受けていないこと

情報公開性

- 処理行程・処理実績、処理料金等をインターネットで公開し、決められた頻度で最新の内容に更新していること

環境保全の取組

- ISO14001、エコアクション21またはこれと相互認証された環境マネジメントシステム(EMS)の取得

ワンランク上の優良企業を目指す
処理事業者の自主的取組の後押し

排出事業者が処理委託先を
選ぶ際の判断基準

産業廃棄物処理業の健全な発展と適正処理の推進

産業廃棄物処理業者優良性評価制度の施行状況

適合確認状況

(平成22年2月末現在)

	許可件数	事業者数
国の制度による適合確認	3,236件	332事業者
都道府県独自の制度による適合確認	727件	189事業者

※ 適合確認されてから把握されるまで数週間程度要するため、数は暫定値。

優良性評価認定を受けていることを入札要件としている取組

- (独)国立環境研究所において、平成20年度不用試薬類の収集運搬及び処分業務の入札要件化

仕様書の一般事項(抜粋・要旨)

- ・電子マニフェストを使用すること
- ・いずれかの都道府県政令市で優良性評価基準の適合確認を受けていること



- 地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターにおいて、産業廃棄物(ガラス屑、金属屑、廃プラスチック類)の収集・運搬及び処分業務の入札要件化

入札説明書の入札参加資格(抜粋)

- ・大阪府産業廃棄物処理業者遵法性・情報公開性・環境配慮の取組に係る基準適合確認実施要領に規定する基準に適合していること

廃棄物処理施設設置許可手続について

申請者

申請に必要な資料

- ・申請書 ー 氏名、設置場所 ー 施設の設置計画 ー 施設の種類 ー 施設の維持管理計画 等
- ・設置することが周辺の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書

申請

都道府県・政令市

- ・施設設置に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地下水に係る調査項目の現況
- ・自然的条件及び社会的条件の現況
- ・生活環境への影響の程度の分析結果 等

公告縦覧手続

- ・施設設置場所、施設種類等の公告縦覧
- ・申請書及び生活環境影響調査結果書の公告縦覧
- ・関係市町村長の意見聴取
- ・利害関係者は意見書を提出することができる

許可の基準

- ・設置計画及び維持管理計画が周辺の生活環境の保全等について適正な配慮がなされたものであること
- ・申請者の能力が設置及び維持管理を的確かつ継続的に行うに足りるものであること
- ・申請者が業の許可と同様の欠格要件に該当しないこと

生活環境保全上必要な条件を付することができる。

許可

施設建設

使用前検査

稼働

専門的知識を有する者の意見聴取

廃棄物最終処分場の管理の流れ

都道府県知事の廃棄物処理施設設置許可を取得

10～20年程度

埋立期間

- 使用前検査
- 維持管理基準に従い維持管理を行う義務
- 維持管理積立金を積み立てる義務

埋立終了時には、都道府県知事へ届出

安定型処分場：平均 3年
管理型処分場：平均18年

維持管理期間

- 維持管理基準に従い維持管理を行う義務
- 維持管理のために維持管理積立金を取り戻すことができる

最終処分場の廃止について、都道府県知事へ届出

廃止基準へ適合していると都道府県知事が確認

特別の維持管理を行わなくても、掘削等による遮水工の破損や、埋立廃棄物の攪乱等がなされなければ、生活環境保全上の支障が生じるおそれがない状態であると確認

最終処分場を廃止

跡地形質変更届出制度上の指定区域に都道府県知事が指定

土地の形質を変更する者は、都道府県知事へ届出

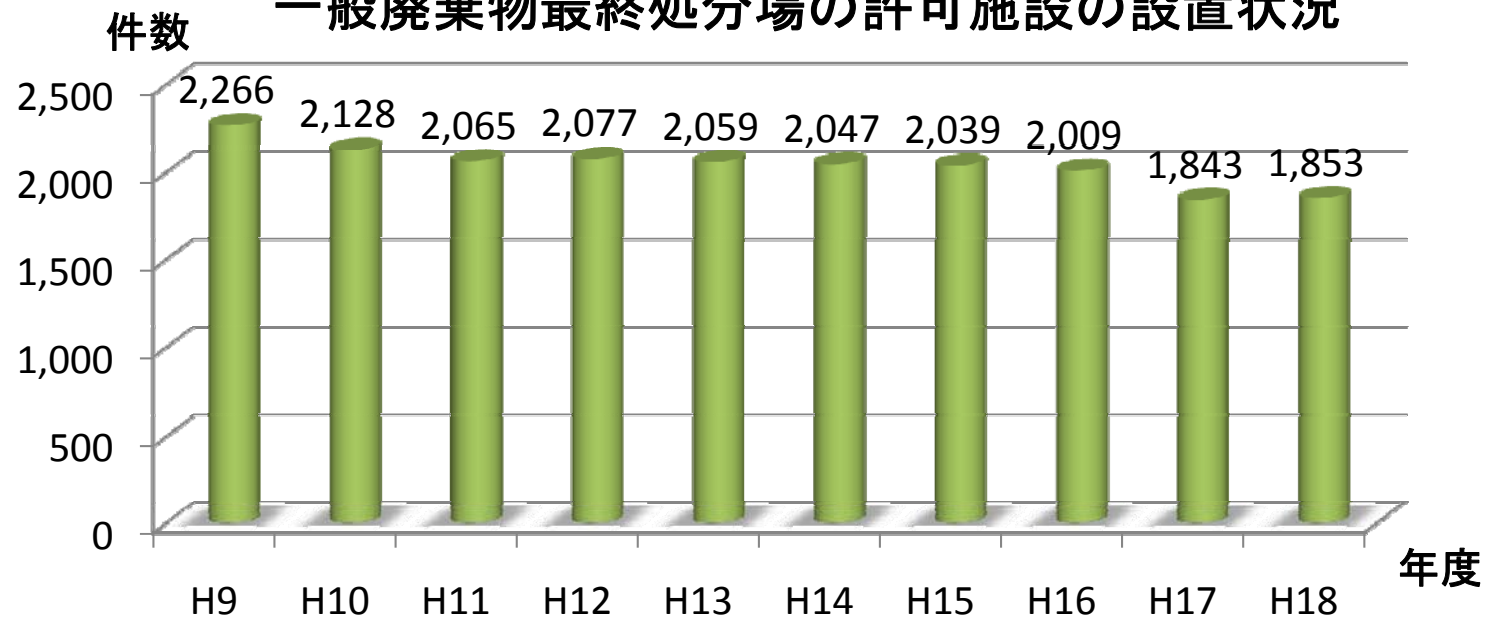
一般廃棄物処理施設の設置状況

(平成18年度実績)

一般廃棄物処理施設の設置状況

区 分	施設数
ごみ焼却施設	1,301
民間	319
最終処分場	1,853
民間	114

一般廃棄物最終処分場の許可施設の設置状況



産業廃棄物処理施設の設置状況

■ 産業廃棄物中間処理施設の施設数及び新規設置数

(平成18年4月現在)

中間処理施設の区分	施設数	平成17年度分新規施設数
汚泥の脱水施設	4,810	79
汚泥の乾燥施設(機械)	242	15
汚泥の乾燥施設(天日)	73	2
汚泥の焼却施設	679	16
廃油の油水分離施設	256	9
廃油の焼却施設	639	14
廃酸・廃アルカリの中和施設	186	3
廃プラスチック類の破碎施設	1,286	192
廃プラスチック類の焼却施設	1,052	18
木くず又はがれき類の破碎施設	8,135	571
コンクリート固型化施設	40	8
水銀を含む汚泥のばい焼施設	8	1
シアン化合物の分解施設	194	0
PCB廃棄物の焼却施設	0	0
PCB廃棄物の分解施設	16	1
PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	16	4
その他の焼却施設(汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	1,532	31
合計	19,164	964

■ 産業廃棄物最終処分場の新規設置数

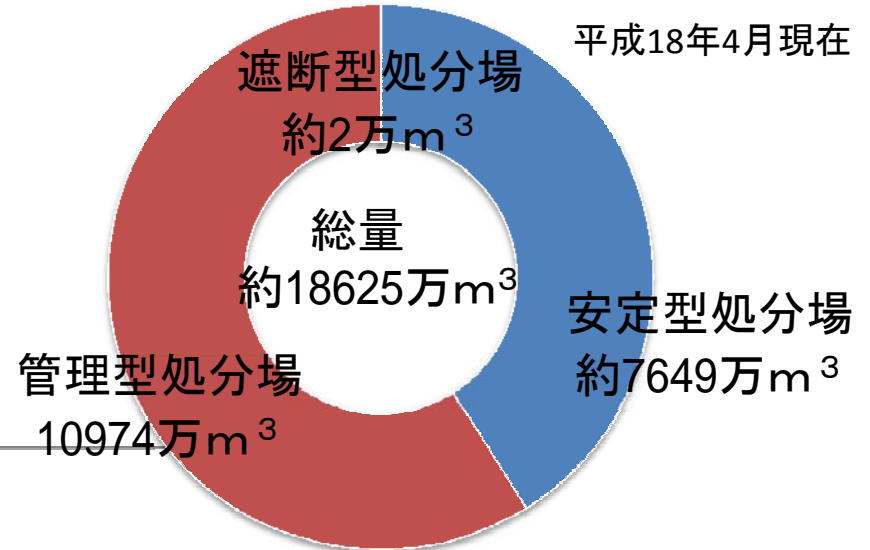
(平成18年4月現在)

	安定型処分場				管理型処分場				遮断型処分場			
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計
都道府県計	0	11	0	11	3	5	0	8	0	0	0	0
政令市計	1	8	1	10	0	2	1	3	0	0	0	0
全国計	1	19	1	21	3	7	1	11	0	0	0	0

産業廃棄物最終処分場の状況について

産業廃棄物最終処分場の残存容量

平成18年4月現在



安定型最終処分場の割合

- 最終処分場残存容量の総量の約40%
- 最終処分場施設数の約60%

産業廃棄物最終処分場の許可施設数

平成18年4月現在

件数

